

平成19年（2007年）紀北町9月定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成19年9月11日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成19年9月19日（水）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倭規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	上原晴彦
住 民 課 長	宮澤清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	谷口房夫	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	大谷眞吾
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

18番 垣内唯好 19番 奥村武生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会をいたします。

ただいまの出席議員は22名であり、定足数に達しております。

議長

これより本日の会議を開きます。

議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第 1

議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

18番 垣内唯好君

19番 奥村武生君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第2項の規定により、通告書は去る9月11日に締め切り、すでに執行機関に通知済みであります。なお、一般質問の取り扱いに関しましては、議員の発言時間は30分以内として運営をいたします。持ち時間が残り3分になりましたら、議会事務局長の机の前に黄色のカードを立て、質問者に対し周知することになっております。

一般質問の範囲であります。町の事務について、執行機関に対し事務の執行状況や将来の方針などの一般事務について、事実または所信を質することができるものであり、町の事務とは関係のない国政、県政、他の市町村及び一部事務組合の事務については質問できないとなっております。

また、地方自治法第132条では「品位の保持」の規定があり、議員は無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないとなっております。発言の内容については、会議規則第54条の規定により、いろいろ制限がありますので、十分ご注意くださいようお願いをいたします。

また、一般質問の形式については一問一答方式とするため、会議規則第55条のただし書きにより、質問の回数は特に定めないことといたします。

執行部におかれましても資料などは十分に準備していただき、答弁については的確にお願いをしたいと思います。

質問の方法であります。まず最初に登壇して通告した事項すべてに対して質問をしていただき、執行部の答弁のあとは自席にて質問することを許可いたします。

それでは、19番 奥村武生の発言を許します。

19番 奥村武生議員

議員各位、住民の皆さんおはようございます。

今日の質問の趣旨は、環境問題でございますが、この環境問題を提起するにあたって、そのよく理解を得るために導入部分について、ごく短くお話をさせていただきます。

この一番の銚子川の流域の問題の件でございますが、この魚飛溪谷及び銚子川の問題につきましては、議員各位及び住民の皆さんがですね、新たな意識を持って臨んでもらわないと、海山区の真の発展はないということを、まず申し上げます。

それについては日本最後の原生林といわれる大台ヶ原の樹木の栄養が、銚子川の中流から

上流にかけて存在する木津地区の右側及び左側に、素晴らしいその樹木の栄養を含んだ水が流れ、それが銚子川を経て河口に入り、そしてそれが渡利のチヌとかアジ、そしてカキの養殖、そして河口の向こうについては小山海岸及び引本海岸の向こうの延縄のですね、この辺の最後の好漁場といわれているわけです。だから単なるプラントの建設ではなくですね、この素晴らしいその環境を住民の皆さんは紀北町の財産であるというふうなとらえ方を是非していただきたいわけです。でないと、この問題の真の発展は私はないと思うわけでありまして、質問に入ります。

銚子川流域に建設予定がされている砂利プラントの建設及び事業展開について、(1) これまでのこの場所で行われていた事業について、どのように理解をしているのか。地場産業に打撃を与えたというふうに聞いておりますけど、その点はどういうふうに把握しているのか。(2) 行政は今回の進達業務について良かったと考えているのか。今後の事業展開をどこまで把握しているのか。環境と地場産業を守るための条例の着手が遅れているが、この点についてどう考えているのか。銚子川の水量についての考えはどうか。

それから7月の初旬に行われた住民説明について、詳しい事業展開の内容が書かれているわけですが、これについてどう理解をしているのかをお尋ねしたい。

2. 治山治水を徹底されたい。これは引本地区に限らず、先般ですね赤目の滝の考えられないような崖が落ちてきて、そのかけらが中学生を直撃し、膝に大怪我を負いました。また上北山において大雨のときにですね土砂が崩れ落ち、車そのものがすっぽり覆われて事故が起きました。現実的に紀北町は大きな面で急傾斜を抱えておるわけですから、やはり私も先般東京に行ったときに、国土交通省の外郭団体である日本土木研究所を訪ねましたけども、町としてですね、専門知識を持った方に来ていただいて、それで急傾斜のどのような対策を立てたらいいのか、是非調査をお願いしていただきたいと思います。

それから3番、季の座の問題について、温泉掘削の進捗状況と、当然施設から出される排水について、どのように認識しているのか。

4番、お魚らんの問題について、今までトータル2億円前後のその税金がつぎ込まれているわけですが、これについて今後の展開にもかかっているわけですが、町長は2億円の税金をつぎ込んだことについてどのように考えているのか。

以上お答え願いたい。以上でございます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。奥村議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

以前に今、奥村議員が申された当場所で、他の業者が生コンクリートプラントをやっていたと聞いておりますが、その全容については現在では確認することは困難でございます。

今回の指定施設設置の届出につきましては、三重県の事務処理の特例に関する条例に基づきまして、市や町が書類の受理及び知事への送付を行うこととなっておりますので、その規定に基づき、町が三重県に対し進達を行ったものでございます。この届出書の内容につきましては、担当課からその後、報告を受けたところでございます。

今回の届出については、三重県の事務処理の条例に基づき本町で受理をし、三重県に送付を行ったものでございます。

今後の事業展開として、業者が産業廃棄物中間処理施設設置の計画について、地元説明会を開催したということをお聞きしました。このことで先日、本町も業者同席のうえ、議員説明会を予定させていただきましたが、現在まだ三重県に關係書類が提出されていないことから、業者からの説明は時期尚早であるとの結論であったと認識しております。また、正式に三重県から意見を求められれば、議員にもご意見を伺いたいと考えております。

既存の地場産業を守ることは重要なことではありますが、町独自の条例制定の着手につきましては、新たな産業の進出に制限をかけることにもなり、慎重に対応しなければならないと考えています。

銚子川流域に建設申請がされている砂利プラントの施設では、地下水を利用すると聞いております。銚子川の水位が下がっているように思うのでと、地下水をとることは反対という趣旨ですが、それは承っておったんですが以前。三重県には、現在砂利プラント施設建設の書類が提出されていないので詳しくはわかりませんが、計画については関係法令を遵守するものであり、また住民の生活に影響のないようにしていただけたと思います。

それから銚子川流域に建設申請がされているという砂利プラント施設、及びその後の事業展開についてはですね、銚子川流域に建設予定の権兵衛建材センター砂利洗浄プラントでの届け出として、大気汚染防止法に基づく、一般粉じん発生施設設置届出書と、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく、騒音及び振動に係る指定施設届出書、及び粉じんに係る指定施設届出書が、平成19年5月10日付けで日本土石工業株式会社から本町に提出され、5月11日に受け付けし、三重県に進達いたしました。

現在、三重県では当届出書について精査中であり、受理書が発行されていないと聞いてお

ります。

続きまして、2点目の治山治水対策の徹底についてのご質問にお答えします。

紀北町内の急傾斜地崩壊危険区域は、海山区では18地区、紀伊長島区は5地区の指定があります。急傾斜地崩壊対策事業は、三重県の所管で事業実施にあたっては、現地の地質・地形等条件を考慮して、標準工法や施工事例などを参考に計画設計されますが、議員が提案されるように、事業規模や特殊な地形等によっては専門的な知識を持った土木研究所等の調査委託も必要かと考えますので、そのようなケースの場合には県に要望したいと考えます。

また、住民の生命・財産と紀北町の豊かな自然環境を守るためにも、山地の荒廃防止等に努め、治水対策を徹底し、地場産業を支えることは重要であると考えます。

次に、季の座の温泉掘削についてであります。この事業につきましては紀北町から4月末にデカップリング市町総合支援事業に係る事業認可申請書を三重県に提出し、5月末に事業評価委員による事業審査を受けて、6月末には県から事業承認の通知がありました。

紀北町からは、7月25日付で（株）サン・サービスへの補助金交付決定を通知いたしました。その後、8月中旬から（株）サン・サービスが掘削作業を進めていますが、9月10日現在で、予定掘削深さの約20%ほどの進捗率と聞いております。

なお、議員が懸念される、排水による漁業への影響でございますが、排水処理につきましては、現在、「ホテル季の座」には施設規模に適応した浄化槽が設置されておりまして、温泉掘削後においても適正に排水処理がなされるものと考えています。

次に、お魚らんど海山の管理運営にかけた費用と、施設建設に至った考え方でございますが、当施設は、平成7年度に国の補助事業である沿岸漁業活性化構造改善事業で取得したものであります。

当時は、地域の活性化策として、都市との交流を進め、交流人口の増加をもって地域の活性化を促すといった考え方が主流を占めており、水産物等の地域資源を活用することにより、漁業や水産業の振興にもつながることから、本事業は国の水産予算の中で考えられた補助メニューでありました。

当初は、漁協が事業主体となって実施する計画でありましたが、漁業者が生産から販売まで行うという考え方や、その計画性が十分にいきわたっていなかったことなどで、漁業者の理解が得られなかったと聞いております。それを町が事業主体になることにより、事業を実施することが可能であったため、当時の産業振興策として取り入れた次第です。

施設の特徴から建設場所は、町外の人が入りやすい国道沿いを考えたわけですが、適当な

町有地もなく、借地に建てることになりました。このことなどから、土地代、電気料等施設管理費にかなりの経費がかかることになりましたが、運営の中で経費にかかる費用を生み出すことができませんでした。そのため産業振興予算の中から町費を支出し、水産、漁業の振興にとどまらず、観光の推進という立場からも当施設を活用してまいりました。

年間売上は1億円前後の実績をあげており、投資効果のほどは詳しく計算しておりませんが、近年、経常経費のかかる施設は、行財政改革を推進するなどして、経費の縮減に努めていることから、当施設におきましても経費縮減に努めてきたところです。

以上でございます。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

この進達をするまでに、町長としてどういう責任と義務があるのか、最終的にその町長名で出すものだというふうに理解をしておりますけども、どういう責任と義務があるのか、お答え願いたい。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

責任とすれば、書類検閲上の不備があった場合だと思います。

以上です。

議長

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

今回ですね、県ではもう受理を現在の段階でしてないわけですよ。とするならばですね、この写真をご覧いただきたいわけですけども、なぜもう10月の着工とか、竣工といってますけども、受理をされていないのになぜ8割もの工事が進んでいるんですか。こういうことについてですね、全く町は責任ないのですかね。

次、なおかつ、この周辺の工事によってですね、この川の上が黒くなっているんですよ、赤黒く。これは土砂が流れておるわけですよ。これは2日か3日前の写真なんですけども。こういう現実が今起っているわけですよ。これは明らかにですね、町が事務さえすればいいんだと、町内に起こるあらゆるものは関係ないんだという考えにほかならないというふうに、

僕は思うのです。これは最大の行政の欠陥なんですね、これは。これについてどう思われますか、町長は。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

いろいろこの書類の進達は許可権者である県当局が、いろいろ審査中と聞いておまして、それにかかわる業者との関係については、県が適正に指導するものと考えております。

議長

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

極めて無責任ではないですか、これは。前もその、前業者の方がね、やったことについてわからないと、全然、その地場産業に打撃を与えるようなことが起きておきながらですね、町は何一つ掌握してないということはいかかなものかと思えますね。事実、渡利のカキを土砂が直撃してですね、渡利のカキにかつて影響があったじゃないですか。この問題すら行政当局は掌握してないんですよ。業者と事業者にトラブルがあってはならないんですよ。本来は行政がきちっとすることじゃないですか。

町長、あなたの言うこともですね、これおかしいと思わないですか。おかしいと思ったら直ちに県に報告をしてですね、この工事を止めるべきじゃないですか。

以上です。どうですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

何事もすべて行政とあなたはおっしゃるけれども、行政には市町、県、国もいろいろございます。その中で町の姿勢としてはですね、諸般の法令を遵守して適正に対応していきたいと、これが姿勢であります。ご理解ください。

議長

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

そういうふうな法令の遵守、遵守とかそういうのだったらですね、先回長島で採用されたというその非常勤、臨時の職員ですか、優秀な方がおると聞いてますけども、そういう人た

ちで十分なんです。町はやるべきことは、この事業所から事業計画が出されてきたときにですね、全容を把握すべきなんです。どういうプラントであって、そして何をつくるのか。環境問題については影響はないのか、これ業者ね聞けば必ず言いますよ。言わないということあり得んですよ。きちっとした会社です。日本土石という会社は。そういう責務を怠っているわけですよ。

あなたはその後環境課から聞いたとおっしゃっていますけども、8月の末になってもまだ町長のところ報告は来てないですよ。私が書類を見た限りについては、羽根川、五味、浜三種の判が押して、そのまま県へ行っておるんですよ。書類が整ってないというふうにおっしゃるけども、事実フローシートについては書類は出されておられません。しかしですね、そのフローシートに至る、フローシートを水処理を実現させるプラントの設計図は、すでに5月13日に出ているんですよ。その中に精査をすればですね、どういう事業展開を、産業廃棄物をつくる施設であるということがですね、併用されてつくられるということがわかるはずですよ、これ。

さきほども申しましたようにですね、ただ単に、その上から下りてきた通達をそのまま実行すればいいんだと、それでは地場産業守れないんじゃないですか。私は守れないと思いますけど、町長は守れると考えるんですね。お聞きしたい、それについて。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

最初のご説明、答弁の中でですね、申し上げたように、まだ廃棄物に対する書類が申請されていないことから、この前の説明会においても業者側の説明は時期尚早ということでありましたでしょ。そういうことについてですね、町が出過ぎてもいけないし、それから県のほうから意見書等のことが求められたときには、よく検討をしてみたいと考えております。

議長

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

基本的にはわかってないですね、町長は。プラントの設計図はすでに出ているんですよ。その設計図の中に何をつくるのか、砂利洗浄施設とかその他についてつくるという設計図が、すでに書かれているんですよ。それを、そういうことを全く掌握せずにですね、県へ送っている。

私が日本土石さんを訪ねて、紀宝町の。初めてわかったことじゃないですか。あなたはその届出書が出ていないと言うけど、出ているんですよ。どういうプラントをつくるかと、出たないのはフローシートだけですよ。出ていることについて掌握して、せっかくこの間、日本土石さんが来ていただいたわけなんですけど、議会はそういう態度をとったとしても、あなたたち執行部はですね、このような私が今質問したことについて、住民説明をされているけれども、どうなんだろうということ、詳しく聞けばいいんですよ。聞かずに追いつからおかしいことになっちゃうんですよ。追いつくというのはちょっと正しくないかも知れませんが。

私はね、このプラントのその情報公開でもらったときに、すぐやったことは、水処理の専門家にパッと見せたわけですよ。そしたら水処理の専門家は2分30秒で、ああこれはフローシートが付いてないと即座に言いました。そういうふうな努力をすべきじゃないんですか、町長。全容、どういう事業展開がされるのか、でき得る限り、言わなければ仕方がないですけど、聞いて、言わない会社なんてないですよ今ごろ。全容を掌握し、行政報告をし、そして住民に不安とごたごたが起これないようにするのが、行政の責任じゃないですか、町長いかがですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

このプラントについては、一般粉じんという、一般のものですね、産業廃棄物の部分に属するものとあると認識しております。町に入ってくる情報を、ある程度は持っておりますけれども、そのさきほど来申し上げている町にいろいろの意見を、県から聞かれたときには、もちろん町の立場の中ですね、より安心・安全のまちづくりという姿勢の中で対応してまいりたいと思います。

議長

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

地方公務員というのはですね、一般のその労働提供をしてですね、それに対してその報酬を得るといって、一般の労働契約ではないんですよ。その根底にあるのはですね、地域の地場産業、住民の命と健康を守るためにどうするのかということをお考えなくちゃならないんですよ。そこから入らないからおかしくなっちゃうんです。私たちは勤めているんだと、上から、

県から下りてきたものを淡々と仕事をすればいいんだと、そういうことで、そういうことを今までやってきたから、住民の皆さんがですね、限りなく国、県、そして町に不信を持っているわけです。そうじゃないですか、私はそう思いますね。

考え方をもう一新してもらわないかんわけですよ。この問題についてはですね、直接のこの問題については終わりますけども、3年前の大水害にしたってですね、これは議員のそのこの控室から、議員が何人も見てですね、河口が詰まってきたということを確認しているんですよ。掘らなあかんということも言っているんですよ。

なおかつ、小山の漁師がですね、誰でも聞けばですね、その河口から向こうへ行くのは非常に危険だと、だからその河口を通過して、表海へ出ないで、引本の横の船津川を通過して海へ出ていくんですよ。小山の漁師の方が来て、それで3回ここへ来てですね、役場に来て、詰まってきたから困るんだ、何とかしてくれと言ったけども、何にもそのことが実現されないまま、大雨によってですね、ああいうふうな事態になったわけですよ。僕は全部聴き取りしました。サラサラサラッと詰まった上を水が流れていったと、そのうちにドカッときて、その逆流を始めたよ、そうしたら中里の人がですね、今まで流れていった水が今度は逆流をしてくると、そこからこの災害が始まったんです。

だから、大雨ということがあったとしてもね、人災だと言われるのは、多くの人の人災だと言っておりますけども、そのせいなんですよ。それについても役場の、そのときにその訴えを受けた人がですね、職員がきちっと処理をしておればですね、この3年前の災害も小さく済んだはずなんです。こういうふうに役場はね、職員は、本来地域の住民の命と健康と財産を守るために、何をしなければならぬかということを考えないから、こういうことになるんです。

それから条例の問題についておっしゃいましたけども、地場産業、泥が流れれば、前も言いましたけれどもね、アマダイやハモやキスもえらに入って、魚が売れなくなるんですよ。だから泥を流さんようにしな、あかんわけですよ。ところが建設許可も受理もされていないところで、8割と言われるような、進みですね。なおかつ、その工事の過程でこのような泥が流れているわけですよ。これに対して行政は、町長が言われるような姿勢ではお話にならないと思いますね。

それから条例に関しては、そのように進出産業を抑え込むという言われますけども、これはおかしいですよ。この地方にあっては、今、論議されているのはですね、高速が入ることによって、この町を素通りしていくと、この町を建て直す、再建するにはですね、きれいな

魚でその料理をつくってですね、観光バスなんかがわんさこの町に入ってきてくれるようなところしか、もう生きる道はないとすらもう提言されているわけですよ。

そしてこの熊野古道とあいまってですね、銚子川、魚飛溪谷の景観というのが重要な位置を占めてくるわけです。これについて再度考え直していただきたいと思いますし、こういう条例についてはですね、四万十川の条例、彦根の条例、琵琶湖の景観条例があるわけです。この条例を読んでいただければですね、紀北町は何をしなければならないかということが、即座にわかるはずですよ。勉強不足なんですよ、あなたたちは。

季の座じゃなしにですね、その次の質問のことなんですけども、治山治水についてはありがとうございます。

それから季の座の温泉についてはですね、現在流れていると、ちゃんとしていると、だから温泉掘削して流れてきてもですね、そう大して心配することはないんじゃないかと言われるんですけども、そうじゃないですよ。出た温泉について、温泉の調査はですね、これはリンが強いのか窒素が強いのか、調査が必要なんですよ、これ。それによってその浄化槽、適用する浄化槽になるのかならんのかということだって出てくるわけです。

海の魚は調査しておりませんが、鮎についてはですね、川に放流されることによって川の水温が1度上がればですね、皮膚の薄い魚は3度上がるんですよ。だから温泉を流すことによってですね川に、3度上がれば人間だったら10度以上上がるわけですよ。大火傷になって死ぬわけです。あるいはその1日何tにするかとかですね、基本的には水質を検査して排水をしていかなあかんわけです。こういうことの認識もないんですか、あなたたちは。いかがですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、議員がご指摘になられた温泉の質の問題ですね、これについてはですね、温泉が出た段階でその関係筋でですね、温泉の質は公表されると思います。そのときに、あなたのお言葉をよく記憶しておりまして、その点のことを県当局等に尋ねます。

私は施設規模に適応した浄化槽が設置されておりましてと申し上げたのは、温泉が出たとしてもですね、排水等に適正に処理する能力があるということを上申したわけです。

議長

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

まず私が要望するのはですね、ただ単にその今、合併浄化槽があるからどうのこうのという論議では困るんですよということを言っておるわけです。新たにその温泉が出たときについてはですね、特にこの紀北町の地場産業の主幹である漁業についてはですね、全く影響がないのか。あるいはその季の座の前ですね、磯についてはですね、全然磯焼けがするだろうというような、その環境を破壊するような行為がないのか。これは水産試験場とかですね、あるいは近畿大学のそういうことを調査するところもあるわけですから、これは十分そういうところに担当1人おいてもですね、海のアセスメントするぐらいのことをやってほしいわけですよ。それが私は行政の責任だと思うわけです。

次にお魚らんの問題ですけれども、これ例えばですね、町が町営住宅を建てる。そうするとですね、これ家賃をもらうわけです。某かの家賃をもらう。それが常識なんじゃないですか。ところがこのお魚らんについてはですね、9,000万円の補助事業、国の補助金が7割の6,300万円、あとの2,700万円は一般財源ですか、あるいは途中から豪華な食堂の建設で4,000万円ぐらいですか、これについては浄化槽等があっとかで、実質的には2,000万円というふうなことらしいですけれども、それでそういう費用についてかかっておりながらですね、そういう家賃と同じようなものを取るどころかですね、6,000万円の、12年間か13年間にわたってですね、6,000万円からの金、税金、一般財源からフォローしているわけです。土地代、ガス代、電気代の何パーセントかをやっているわけです。補償しているわけです。

こんな優遇措置の行き過ぎた施設なんていうのは、日本どこ探したってないんじゃないですか。本末転倒ですよこれは、考え方は。今まで町のやってきたことは、今の現在の町長の責任ではないと思いますけれどもね、そういうことを企画実行した当時の町長や、この暴走を止められなかった役場の管理者やですね、議会の責任というのは極めて私は重大だと思っています。

事実、この問題について反対した職員が何人もおったというふうに、私は聴き取りの中で聞いておるわけです。そしてこの高速が入ることによって立ち退き云々の問題出てますけれども、仮に町にですね、立退料が入るとするならばですね、このお金については町が一般財源として使ったですね、1億4,000万円の穴埋めに是非やっていただきたいと思います。ここから削って、この金を削って外部に出すということについてはね、私はまかりならないと考えます。

なお、これは一議員がおっしゃったようにですね、今度は国土交通省の計画に非常に無理

があると、本来、その東南海地震の対策としてつくられた高速で計画された高速であるとするならばですね、これは一番いいのは相賀の主婦の店のところの横からですね、取り付け道路直線的に高速へ結ぶのが、これが一番ええわけです。排水の問題をね、保有池になっておりますから、保水池になっておりますから、保水池の問題を解決するならばですね、別にあそこのところに下りなくたって、主婦の店の横から取り付ければいいわけです、これは。

仮にそういうふうになった場合に、これは業者にですね、公募して誰が入るかわかりませんが、公募を徹底したうえでですね、町が負担した1億4,000万円の金をですね、これは業者の皆さんに負担してもらわなくちゃならないと思いますよ。甘い考えでいろんなことを持ち出し持ち出しをやっているからなめられるんですよ、住民の皆さんに。いかがですか、町長。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この施設につきましてはですね、町営住宅とはちょっと違ったものでありまして、これで部屋代とか、家賃とかはいただけないものであります。

議員のおっしゃる趣旨については、よく私も理解しようと思っておりますが、時代が10年経過しておりまして、徐々に社会状況も変わってきております。町の財政も非常に厳しい状態となっていて、さきほども申し上げたように、行財政改革の中で、このお魚らんどについても適正に取り組もうとして努力しております。

議長

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

最後ですけども、いかにしてですね、さきほど、今、町長がおっしゃられたような財政の健全化をですね、まず第一に進めるという考えでもって、町政を再建をしていただきたいですし、そしてその収入が地場産業から税金が上がってきてですね、どんどん上がってくるような地場産業を活性化させてですね、どんどんそのところから税金ですか、そういうのが町にどんどん納められてですね、町が豊かにしなくちゃならんわけです。財政の健全化ということはそういうことなんじゃないですか。そのために、私は前も言いましたように、産業振興課についてもそうなんですよ。1人の課長に膨大を仕事を持たせずにですね、林業、農業、今、林業につきましては例えば秋田杉、秋田杉なんかがですね、もう香港へ売ってですね、

莫大な利益を上げているわけなんですよ。あるいは農業についてもですね、先般亡くなられた松岡大臣ですか、彼はブランド米をつくってですね売って出るんだと、世界へ。そういう考えも示しておったわけですよ。

あるいは漁業については、中国のああいう問題が起きてですね、おそらく調査したところによると、3年後については日本はええ魚がとれなくなって、大混乱を起こすだろうと言われているわけです。これはある国会議員が言ったことです。これは地元ですね、私が聞いたのは三重県出身の国の審議委員になっている方からお聞きしたんですけども、今、日本がやらなければならないことは漁業問題だというふうに言い切っておるわけです。この漁業問題をどう再構築していくかということに、この紀北町は命をかけるべきだと思いますよ。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

以上で、一般質問終わります。

議長

これで奥村武生君の質問を終わります。

次に、14番 中本衛君の発言を許します。

14番 中本衛議員

14番 中本衛、議長のお許しをいただきまして、平成19年9月定例会の一般質問をさせていただきます。

快適で安心して暮らせるまちづくりについて、健康でいきいきと暮らせるまちづくりについて、教育環境の整備についての3点について質問をいたします。

まず初めに、快適で安心して暮らせるまちづくりについて、防災対策の充実をお伺いいたします。緊急地震速報の適切な活用に向けて、本年3月に一般質問させていただきました。

その後、6ヵ月が経過し、気象庁は来月の10月1日から緊急地震速報が広く一般に向けて発表されます。NHKでは気象庁の発表にあわせてテレビとラジオで放送され、放送内容はテレビとラジオは基本的に同じで、テレビではスーパーで速報し、視聴者が一目でわかるように一画面で緊急地震速報というタイトル、震源の場所、強い揺れに警戒の呼びかけ、強い揺れの対象となる地域を表記し、対象地域は基本的には都道府県単位で表記しますが、情報量が多い場合には、地方単位で伝えることになり、ラジオは通常番組を中断し、音声で速報され、テレビ、ラジオともに緊急地震速報用のチャイム音を鳴らして注意を喚起されます。

緊急地震速報は、気象庁が最大震度5弱以上と予測した際に発表するもので、テレビとラジオのスイッチが入っていない場合は受信できません。テレビとラジオのスイッチが入って

いないときこそ、町防災行政無線や戸別無線機からの緊急地震速報が提供されれば、地震災害の軽減が図れるものと確信しますので、緊急地震速報を防災行政無線による早急な提供ができないのかをお伺いいたします。

また、3月における町長等のご答弁では、町内全域に提供するシステムも検討しているところあり、毎年行われる防災訓練についても、新しいシステムを周知していくことが必要だと述べられ、緊急地震速報が流れた場合の職員のマニュアルはつくっていかねばならないというご確信の言葉もいただいております。

その後、防災訓練で新しいシステムの周知が図られましたか。また緊急地震速報が流れた場合の職員のマニュアルの作成ができていますか。10月1日からの速報発表に向けて、混乱が生じないよう対策が図られたことと思っておりますので、お伺いいたします。

次に、災害時における行政と事業所間の防災協力連携の促進について、お伺いいたします。

3年前の台風21号による大水害の被害の復旧に向け、ボランティアや事業所等の支援がどれだけ心強く有り難かったか、決して忘れるものではありません。災害時において自助、公助ともに共助の重要性が被害軽減につながり、早期復旧には欠かせないものでございます。特に地域における住民自主防災組織、ボランティア、事業所等が助け合うことが重要であり、その充実に向けて行政も取り組まれています。東海沖、東南海、南海地震などの広域的な災害や大規模災害の発生時において、個別の事業所の持つ能力は地域の重要な防災力と考えますので、災害の規模、被害を考慮した防災協力の具体的メニューを定議し、例えば事業所の従業員、または社員が負傷者の搬送や救助活動を地域住民と一緒に行う人的協力、また毛布、タオル、インスタント食品、飲料水等を被災している地域住民に提供する物的な協力、さらには一時的な避難所として事業所の敷地、駐車場、会議室等を地域住民に提供する避難所等の提供、事業所で所有する発電機、ショベルカー等の建設機械やジャッキ等を地域で行う防災活動に使用する資材機器の提供、地域で負傷者を搬送する手段がない場合に、緊急措置として車両や船舶を使用して医療機関や応急救護所等に搬送する負傷者の搬送など、防災活動への協力をお願いし、参加された事業所には防災行政戸別無線機の貸与や、町ホームページ等で町防災協力事業所として公表できるような、町防災協力事業所登録制度を推進すれば、地域事業所の協力をより明確にさせていただくことになり、地域住民が安心・安全に暮らすことができると思っておりますので、町長のご所信をお伺いいたします。

次に、住宅用火災警報器の設置の現状と目標について、お伺いいたします。

近年、全国的に住宅火災による死者が急増し、特に犠牲者の方の大半が65歳を超える高齢

者となっており、火災に気がつくのが遅れたことに原因があることが、住宅火災の4割にあたると言われてます。これらは就寝中に火災に遭遇することで発見が遅れ、逃げ遅れることが原因であり、火災の初期段階で気がつき、早急に消火活動を行い、避難をしていれば犠牲者を出さないで済むようなケースも数多くあるとされています。

このような不幸な出来事が多く発生したため、消防法の一部が改正され、住宅用火災警報器の設置について、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅にあっては平成20年6月1日までに設置が義務づけられました。生命と財産を守るための本町の住宅用火災警報器設置の現状と、平成20年6月1日までの設置目標と、犠牲者の減少と設置率の向上のために、災害弱者等の家庭に住宅用火災警報器購入費用の一部を助成することができないのか、町長にお伺いいたします。

次に、交通安全対策の充実について、汐見橋南詰の横断歩行者用の横断中と知らせる電光表示機が故障したまま放置されております。なぜ放置したままなのか、あの場所は危険なところでないのでしょうか。プライスカット方面から国道方向に走行してくる車両から、横断する歩行者の姿の確認ができにくく、保護者も進入車両が確認できず、危険であることから設置されたもので、このままでは歩行者の安全が危惧されます。生命の安全が第一であることから、早急に改善していただきたいので、町長のご所信をお伺いいたします。

次に、健康でいきいきと暮らせるまちづくりについて、妊産婦無料検診の拡大について、お伺いいたします。本年3月、私の一般質問において妊婦の公費負担回数増については、国の財政措置等も考えながら検討し、国の方向に準じていくとのご答弁がございました。厚生労働省の指針を受けて、三重県も5月から各市町に対し、妊婦が出産までにかかる健康診断の現行2回から5回に増やすよう指導されてきたようではありますが、その後、国の財政措置も確認され、検討もされたことであると思いますので、他の市町での平成20年度から、妊産婦無料検診の公費負担を現行の2回から5回に拡充されるようでございますが、本町においても他の市町の動向に合わせて、平成20年度から公費負担のサービスを実施すべきと思いますが、どのようにお考えか。

また、国の財政措置があったとするならば、12月の補正予算に計上し、早く対策を打つべきだと思いますので、町長のご所信についてお伺いいたします。

最後になりますが、教育環境の整備について、学校施設の耐震診断を終え、今後の具体的な施策についてお伺いいたします。

学校施設については、児童生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の応急避難場所と

しての役割も果たすことから、その耐震性能の確保、老朽施設の質的整備を図ることが大きな課題となっており、国の指針のもと本町においても耐震調査を行い、その調査結果表をいただきましたが、学校施設の危険改築事業に係る国庫補助の条件の対象となる施設と、地震補強事業に係る国庫補助の条件の対象となる施設の施設名をあげ、耐震調査結果の状況を改めてお伺いいたします。

国は当面、倒壊、大破の危険性が高い建物について、向こう5年間で耐震化を重点的に実施すべきとしており、国は明確な整備方針を示すことなどが必要であると提言するとともに、国の整備方針と地域の実情を踏まえ、既存学校施設の耐震補強や質的整備を図るための整備計画の策定を求めています。特に耐震補強については、緊急性の高い建物から優先的に実施する必要があるとされています。

このようなことから耐震診断調査結果の評価によって、緊急度の高い施設から耐震補強や大規模改修が実施すべきでありますので、緊急度の判定ができていますか、またこれらを基に耐震補強と大規模改修等の実施計画は示されるものと思いますが、年度計画等はできていますか、町長にお伺いします。

この後は、自席にして質問させていただきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

中本議員のご質問にお答えいたします。

緊急地震速報を防災行政無線による早急な提供についてであります。緊急地震速報は来月1日から、気象庁が国内一般向けの地震情報をテレビやラジオを通じて放送されます。この情報をいち早く紀北町の防災行政無線に取り入れ、町民に早急な情報提供のご提案でございますが、防災行政無線を通じてリアルタイムで緊急地震速報を町民に知らせることはできませんが、それには現在の防災無線の改修が必要となります。10月1日から緊急地震速報が放送されますので、早急に町民への情報提供を検討いたします。

次に、防災訓練で新しいシステムの周知が図られたかについてであります。今回の紀北町の防災訓練では、緊急地震速報の内容がまだ全町民に知られてないことから、訓練計画の中に取り入れることはできませんでした。

緊急地震速報の町民への周知につきましては、広報きほく9月号で緊急地震速報をご存じですか、「それは地震からあなたを守る新しい情報です」を通知し、10月に配布予定してお

ります。広報きほくでは地震が来るまでの「家庭、不特定多数の者が出入りする施設・屋外・乗り物で移動中」などについて掲載予定でございます。また、ZTVで9月13日から19日まで、広報と同じ内容で放送いたしております。

次に、緊急地震速報が流れた場合の職員のマニュアルの作成はできたのかについてでございますが、職員につきましては、まず、一般的なマニュアル「さまざまな場面における具体的な対応行動指針」に基づき行動を周知していきます。また、庁舎内や行政が管理する施設内における職員のマニュアルをにつきましては、その職場にあったマニュアルの作成を考えていきたいと思っております。

次に、災害時における行政と事業所間の防災協力連携の促進についてでございますが、郵便局・紀北医師会・紀北町建設業会・防災ヘリを所有する一部事務組合・災害等廃棄物処理をする一部事務組合・コメリ・中部電力・三重県・三重県企業庁・県内市町・四條畷市などと応援及び支援協定を結んでおります。今後は食糧調達先事業所との協定も進めてまいりたいと考えております。

次に、住宅火災報知器の設置の現状と設置目標についてでございますが、住宅火災報知器の設置状況でございますが、事業所の火災報知器の設置については消防署が把握しておりますが、一般住宅につきましては、これまで法律で義務付けがなかったこともございまして、未調査でございます。平成18年6月1日に三重県紀北消防組合条例が改正され、火災報知器の設置が義務付けられました。その後の一般住宅の建設数は9月現在では59戸で、これらについてはですね、設置済みと思われま。

また、町営住宅への火災報知器の設置でございますが、平成19年度・20年度で全管理戸数の304戸に設置予定でございます。町全体の設置目標でございますが、条例で平成20年6月1日まで設置が義務付けされましたので、町全体の世帯に設置していただくよう、広報・ZTV・自主防災会などを通じて、町民に周知していきます。

災害弱者等の家庭に火災報知器購入費用の一部を助成することができないかのご質問でございますが、関係各課とも協議をいたしまして、一度検討させていただきたいと考えております。

次に、汐見橋南詰の横断歩道電光表示機の故障についてお答えいたします。この施設は平成6年度に汐見橋歩道橋の完成にあわせ、町道相賀小浦線に横断歩道を設けたことから、歩行者や自転車を利用される方の安全性を高めるために、町が設置した施設でございます。議員ご指摘のとおり、現在、この電光表示機は故障中ございまして、現地は大変見通しが悪

く危険なことから、地域の皆様にご迷惑をおかけしていることについて、大変申し訳なく思っております。また、地元の汐見区が歩行者のために、横断中手旗を設置していただいたことに感謝をいたしております。

電光表示機の修繕につきましては、子ども会、自治会等から要望をいただいておりますが、現在、担当課において修繕策を検討中でございますが、電光表示機の修繕だけでなく、交差点の視距や路面表示等も含めて対応すべきと考えております。

次に、妊産婦無料検診の拡大をについてのご質問でございますが、平成19年3月定例会におきまして、議員の一般質問にも答えさせていただき、そのときは他市町の動向を見ながら検討させていただくとお答えさせていただきました。その後におきまして、検診費の公費負担の回数を増やすことにつきましては、平成20年度から年5回実施する方向で、市長会や町村会の中で検討されてきました。検診単価につきましても、町村会が代表して三重県医師会と契約することになると思います。

このようなこともあり、当町としましては県下の市町に合わせまして、平成20年度からの実施に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、教育環境整備についてであります。当町には小学校11校、中学校4校、幼稚園3校があり、200平方メートル以上の建物では小学校32棟、中学校10棟、幼稚園5棟の教育施設があり、そのうち耐震診断調査対象である昭和56年以前に建設されたものは、小学校21棟、中学校5棟、幼稚園5棟の計31棟であります。一方、昭和56年以降に建築された施設は小学校11棟、中学校5棟の計16棟という内訳になっております。

その中で、昭和56年以前に建築された31棟について、平成18年度までに小学校19棟、中学校5棟、幼稚園3棟の計27棟はすでに耐震診断は終了しており、残りの小学校2棟、幼稚園2棟については、平成18年度の繰越事業において調査しておりましたが、今年度9月に耐震調査が終了し、これで昭和56年以前に建築された学校施設の耐震診断はすべて終了した状況であります。

昭和56年以前に建築された学校施設の耐震診断の結果であります。建物が地震等に対してどの程度耐える力を持っているかを示す構造耐震指標のI S値の結果でございますが、I S値が0.7以上の耐震上問題のない施設は、小学校7棟、中学校1棟、幼稚園4棟の計12棟であり、補強が必要とされるI S値が0.3ないし0.7の間の学校施設は、小学校10棟、中学校1棟、幼稚園1棟の計12棟で、危険とされるI S値が0.3を下回る学校施設は、小学校4棟、中学校3棟の計7棟という状況になっております。

一方、耐力度調査につきましては、主として学校建築物の建て替え事業に伴い、それが必要か否かの客観的判定基準による調査業務であり、建物の老朽状況を評価するもので、構造力学上から診断する耐震調査とは違うものであります。耐力度調査の結果につきましては、国の補助基準となる耐力度 5,000点以下の学校施設については、小学校 6 棟、中学校 4 棟という状況でございます。

次に耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強または改築等についての学校施設の整備についてでございますが、I S 値が 0.3 から 0.7 の間の学校施設につきましては合計 12 棟で、その内訳は校舎が三浦小学校 1 棟、西小学校 3 棟、東小学校 2 棟、相賀小学校 3 棟、紀北中学校 1 棟、紀伊長島幼稚園 1 棟で、屋内運動場が赤羽小学校 1 棟という状況であります。さらに耐震補強等が必要であると考えられる I S 値が 0.3 を下回る学校施設につきましても、合計で 7 棟あり、その内訳は屋内運動場で相賀小学校、矢口小学校、船津小学校、上里小学校、紀北中学校、赤羽中学校、三船中学校の各 1 棟という状況であります。

また、国の改築事業の対象となります耐力度 5,000点以下の学校施設は、校舎で三浦小学校 1 棟、西小学校 1 棟、東小学校 2 棟、相賀小学校 2 棟、紀北中学校 2 棟あり、屋内運動場で赤羽小学校 1 棟、紀北中学校 1 棟、赤羽中学校 1 棟の計 11 棟あり、そのうち耐力度が一番小さいのは相賀小学校校舎の 2,706点となっております。このような状況を踏まえ、老朽化等も考慮に入れ、改築または耐震補強を進めてまいりたく、町の財政状況等も考慮に入れて、年度計画を策定してまいります。

なお、耐震補強につきましては、改築または大規模改修等に比べ、事業費が安く抑えられ、施設の耐震化を図れることから、早期に耐震補強計画を作成し、国庫補助を受け、事業を実施することにより、近い将来発生することが懸念されております東海・東南海地震に備えるためとあわせて、子どもたちが 1 日の大半を過ごす場所である学校施設を整備してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

防災対策の充実について緊急地震速報、これ防災行政無線との連携のもとで早く提供できないかを質問しましたが、それについては費用もかかるということもございましたが、あるまたもう一方の視点から見ますと、全国瞬時警報システムというものが、この 19 年度消防庁予算案が示されております。これによりますと 1 億 8,400 万円が計上され、それには町村が

整備するところの同報無線自動起動機、同報無線制御卓、これらを改良するにあたって防災対策事業債を充当可能とも言われております。

そういうふうなもう一つの手段の通報システムもございますが、この点について町長はどのようにお考えでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私はこの緊急地震速報のシステムをですね、現在、本町に整備されている行政無線戸別受信機ですね、それにつなげることを検討していくのがいいかなと考えております。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

ちょっと勘違いしてもらっては困るんですが、今、全国瞬時警報システムというのは、その今、自分たちの防災行政無線に連結ができるんです。そういう施設のものなのです。これは間違いないようにしてください。

これにはですね、また違った観点もございましてですね、地震津波警報やとか注意報、震度速報、それにはまた反対にミサイル等の弾道弾が飛んで来るよとかね、いろんな緊急度のことがそこから衛星放送を通じて行政のほうへ入ると、こういうシステムなんです。またもう一つの観点のほうからのシステムのつなぎ方があると、これはもう覚えておいていただきたいと思います。そこらも検討の余地に入るんじゃないかと、町財政が厳しいのであれば、そこらの対策債も利用できるものを使用すべきであるとも思いますので、再度もう一度町長にご確認しておきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、ご指摘をいただきました全国瞬時並行システムですね。大変広範囲な近代的なものだと思いますので、よくそれを調査してですね、対応を適正に行っていきたいと思います。

議長

14番 中本衛君。

14番 中本衛議員

できるだけ早く、この防災行政無線、また戸別無線機に速報が入れられるようお願いしたいと思います。

私、これ以前ね、ある国会議員さんがこの町に来て、あの大水害のときに2名の人的被害しかなかったと、他の町に比べて低く抑えられた。これはどういうことですかと聞かれたことがありました。ここの前、前の町長が。そのときのご答弁がこうございました。うちの町には全戸にいうたら行政防災無線、戸別に配置しておりますと、そのことから避難勧告が一斉に流され、住民の皆様がそのような周知をとられたと、そういうことで被害を最大限に抑えられたのではないかと。

またあるときに、国のほうの国交省の副大臣や国交省の大臣にもお会いしましたが、国はやはり生命が大事であると、そういうふうな措置をした行政というのはすごいなと、日本全国にもそうなのではないかと、こういうふうにも言われております。だからこの戸別無線機が紀北町にあるということは、ものすごく誉れだと私は思っております。そういうことで、大至急に連結、そこら連動可能にできるようにお願いをしておきます。

次にですね、防災訓練で新しいシステムの周知が図られたかお伺いしたんですが、今回の訓練、防災訓練では、9月の防災訓練ではもう周知が徹底していなかったのに間に合わなかったと、でもですね、例えばそういうときにですよ、皆さんが、住民の皆さん、自主防災の皆さんが揃ったときに、今後こういう情報も流れてきますと、そういうこともその場で報告というのか、そこらの周知を図れることもできたのではないかと、このように私思っております。今回、そういうことほんまに何もなかったですね。私がそれが、この9月の防災でそこらが示されるものと期待しておったんです。1日も早く検討していただきたいと思います。

次にですね、さきほどの職員のマニュアル作成できたかと言うたら、まだできてないような様子でございます。これは即刻不特定多数の集まる方々のところほど、職員がやっぱり一生懸命にそこらのことマニュアルを作成し、検討し、そういう方々に不安を与えないように、また混乱が起らないようにするのが、職員の立場でございますし、行政の立場でございます。そのようなことは早くやっぱり作成し、検討し、また訓練もするべきであると思いますので、町長のご所信をお伺いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

マニュアルについては非常に重要なものと受け止めておまして、さきほども申し上げた

ようにですね、役場の職員としてはより住民の安全を期するものであることから、早急にこのマニュアルの作成を検討いたします。

議長

14番 中本衛君。

14番 中本衛議員

そういう立場からですね、私ちょっと確認はとってないんですが、この紀伊長島、またこの紀北町の庁舎内の職員へのそういうときの伝達方法というのですかね、通報。庁舎内にはそういうことが放送されるようになっていきますか、お伺いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その状況、発生する状況に応じてですね、放送いたします。

議長

14番 中本衛君。

14番 中本衛議員

そうすると、庁舎内にはそういう伝達方法があるということですね、はい。

それでは次に移ります。交通安全対策の充実について、さきほど町長からもご答弁をいただきましたが、ごめんなさい。一つ飛びました。

災害時における行政と事業間の防災協力の促進について、再度お伺いいたします。

さきほど町長がご説明いただきましたのは、さまざまな業界と協定を結んでであると、そういうふうな趣旨のご答弁がございました。私が言うこの事業所間の防災協力の連携というのは、そういう改まった協定を結ぶのではなく、地域の事業所が行政と連携するために、さきほど私申しましたように、うちではこういうことが協力できますよと、そのためにそういうことが、いろんなことができる業者が、業者間で町と連携をとりながら、その連携をとった人たちのことをみやま広報に載せたり、そこらの。そして戸別受信機なんかもその事業所の事務所に貸与してはどうかという、こういう趣旨の質問だったんです。

だから、その事業所等の協定とはまた一つ違うんです。一つもう柔らかくなったというんですかね、ごく簡単に参加協力ができる。そういう業者を募ってですね、それで業者間と行政と地域の住民にもそういうことを知らせ、地域の住民がここの業者間は、業者さんは従業員さんを使って怪我人でも搬送してくれるのと、明確にそういうふうに提示していくのが、

私が今回提案した事業所間の防災協力の連携ということを述べたわけなんです。その点について、もう一度町長のほうご答弁お願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

答弁に漏れがあったようで、誠に申し訳ありません。議員がご提言なされたのは、町防災協力事業所としての公表できるということを言われましたですね。それから防災協力事業所登録制度等も言われたように思います。また、おっしゃるように一味違った取り組み方かなと受け止めまして、このことについて担当課とともによく協議をさせていただきます。

議長

14番 中本衛君。

14番 中本衛議員

よく協議していただきたいと思います。各、他所の市なんかでもですね、これはもう端的にどここの事業所が所在地があってですね、その中でうちとこはどのような対応ができますよと一覧表になっておるんです。うちとこが人員的協力とか搬送協力とかいうて、そこらをはっきりうたって、これを町のホームページに掲示し、そこらを賛同協力者に対しての、言うたらそういう評価を住民に知らせる。こういうようなことを行っておるんです。

これを行えばですね、例えば今、自分たちの町の防災計画を見ますとですね、建設業者何社とか、そういう名前も上がっていますが、その業者はどういうことをしてくれるのかと、具体的なことは載ってないですよ。だからその具体的なことを周知しながら、まず協定ではなくって、協力事業所とそういうふうに軽く考えていただいて、大勢の業者が協力できる体制をつくってはどうかと、こういうことなんです。是非、今後早急にこういう事業等も検討していただいて、取り組んでいただきますように要望をしておきます。

次に進みます。住宅火災警報器の問題ですね。これはですね今、町長ご答弁いただきました。19年・20年度ということで町営住宅は304戸全戸配置すると、こういうこともいただきました。それで災害弱者、身体障害者等の心身障害者等の方にもそういう助成のことを検討していくと、こういうご答弁もいただきましたが、町長は三重紀北消防組合の副会長でもありですね、ここの条例制定については詳しいかと思いますが、今回は義務付けで罰則がございませんね。

だから、なかなか警報器を付けてくださいと言うても、そんなもん付けんでもええわとい

う住民の考えもあるようでございます。また反対にですね、高齢者等にこういう警報器を付けなくてはなりませんよと、戸別訪問し、多額な費用で売り付けているような業者もあると聞いております。このようなことはございませんか、本町において。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

こういう法令に基づいてですね、20年6月1日までに火災報知器ですか、等をきちっと設置しなさいということは、消防署、紀北消防組合ともよく協議をしてですね、周知を図ってこれを徹底していくように努力します。

議長

14番 中本衛君。

14番 中本衛議員

確かに周知を図らなければね、設置できないと思います。そういう意味では町長の答弁はそうなるうでしょうが、実はですね、他の市なんかで、今回のこの設置の義務化に対して、高齢者65歳以上の方を対象、そういう所帯に100%の設置を目標とあげ、その100%設置になるようにですね、全世帯に助成を行っておる町もあるんです。これ三重県下でも2市ございます。あえて言いますと四日市、亀山市でございます。

やはり義務付けられた、そういうことはやっぱり災害抑制でききほども申しあげましたけれども、65歳高齢者の方のそういう、言うたら被害に遭われる方が多いということ、やっぱり加味しますと、今、私が申しましたように、そのような方々への助成のことも取り組んではいいいのではないかと思います、町長のご所信をお伺いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ご指摘のとおりですね、四日市市においては目標19年、100%ということは資料に入りますが、本町としましてはですね、できるだけ100%になるような仕組みとか、助成の考え方等をですね、よく庁内で協議をしてですね、火災等の災害から安全を確保するという方向で努力をしてまいりたいと思います。

議長

14番 中本衛君。

14番 中本衛議員

はい、ありがとうございます。その点についてさきほど申しましたように、住宅用火災警報器の売り込みですね。そういう業者から法外な費用を求められないような、そういう、言うたら住民に対する周知も是非お願いしておきたいと思います。

次にですね、汐見橋の歩道についてでございますが、修繕だけでなく、いろんなことから安全のために考えて検討していくと、こういうふうに言われました。また手旗信号の件も言われました。子どもたち、そこの歩行する子どもたちが実際にあの手旗信号持って渡っておるかというたら、そうじゃないんです。見通しの悪いところで手旗信号出したところで、車からは見えませんし、子どもたちもそういうことを知ってます。だから車の往来のないときを見計らってですね、走って横断するんです。それはもう私見ている、ほんまに危険極まりないなと痛切しました。早いとこ、ただそこに電光表示機があつてですね、それが作用されてない。そういうことには車両の運行者にとっては、あつ横断してないんだなと取る節にもとれますね。

それで運転するほう側も安心します。そこまで行って歩行者がおつてびっくりするようなことになるんです。だから故障しておるならしておる何らかの表示をしなくちゃ駄目ですよ、あれは。そういう現場を把握してですね、ほんまに生命を大事に思うなら、さきほどの誰かの質問ではありませんが、そこらの姿勢が私は一番必要だと思います。早急にですね、まずは改善すべきです。対策は立てるべきです。でないと、大きな問題が起こったら、行政に責任が問われますよ。そうでしょう。故障を放置したままなんですからね。だからその具合を始めて、そういうことを知らせる、故障中であると知らせるとか、何らかの、今の現状で手を打たなければ、これ遅きにいたつたら、あとでああということになります。だから現状をよく把握し、その点処置をしていただきたいと思いますが、町長どうですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほどの答弁でも視距、視界の距離ですね。それから路面表示も含めてですね、この故障を直すか新しく設置するか検討はしておりますので、できるだけ早く対応したいと思います。

議長

14番 中本衛君。

14番 中本衛議員

できるだけ早く、すぐにすべきです。すぐにすべきように私から強く要望しておきます。

次にですね、妊産婦の無料検診の拡大でございますが、町長のご答弁では他の市町にあわせて、動向を見計らって来年度から実施する旨のご答弁を賜りました。そういう中で前回の質問のときにですね、町長は国等のそういう財政措置があればと、そういうご答弁もございました。今回、当町にもそういう国の財政措置はあったと思いますが、その点は確認されましたかどうか、ご質問いたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

担当課の報告では、あったというように私は受け止めております。

議長

14番 中本衛君。

14番 中本衛議員

当年度の予算の中に、そういう予算が入っておったと、こういう確認をされたらと、それであるならばですね、いち早くそういう予算を、予算があるのであればですね、私は他の市町に先駆けてですね、12月の補正予算にでも計上し、早く対策を打つこともできると思うんです。今回、三重県でいなべ市がこの10月からですね、2回から5回に公費負担をすると、こういうことも発表されております。財政措置があったにもかかわらず、来年度に回すと、このようなことではやっぱり行政側としては、今年度のことは今年度で済ませる。かかれるような方向付けを検討すべきではなかったのかと、医師会等とのとりあいもございましたでしょうけども、今後はそのことについてどのようにお考えか、この質問をさせていただきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのことにつきましては、議員がおっしゃったように、いろいろの状況も勘案して、医師会との協議もあってですね、20年度から取り組ませていただきたいと思いますと考えております。

議長

14番 中本衛君。

14番 中本衛議員

それでは、それはもう20年度から実施するという確信のご答弁いただきましたので、次に移ります。

教育環境の整備、今さきほど、町長からる細かく今回の調査結果をご報告いただきました。耐震診断結果の評価と緊急度の判定、また耐震補強と大規模改修等の年度計画ができているのかということですが、今出たばかりですから、そういう町長の答弁になろうかと思います。

そんな中ですね町長、具体的にお伺いします。今回この調査結果について建て替えを一番先に進めていかなければならないという、そういう施設はまず町長はどこだとお考えでしょうか、まずこの点を聞いておきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

数値のうえからですね、それから建設年度等を勘案した場合には、相賀小学校が非常にそれに該当するのかなと、そのような認識を持っております。

議長

14番 中本衛君。

14番 中本衛議員

私の聞き及ぶところですが、相賀の6区区長さん等のお集まりの懇談のときの場合でも、町長が相賀小学校は一番先に進めていかなければならないであろうと、そのようなお話をされたとお伺しております。そのことからですね、もう相賀区民の方々はですね、もう来年度から相賀小学校は改築してらえるのだと、もう期待を大きく持ってですね、胸を膨らませて今、そのような話題に上がっておるところでございます。町長、早くしなければならぬ、一番先に進めていくとおっしゃいましたが、その時期はいつごろすればいいと、町長お考えですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その今も申し上げたように数値、あるいは諸般の状況の中でですね、相賀小学校をそのように考えておることはあります。しかしながら、いつからその事業を着手すべきかは今、教育委員会をはじめですね、財政と協議をしている最中であります。したがって、私が今

いつからやるということは、申し上げることは差し控えたいと思います。ご理解をいただきたいと思います。

議長

14番 中本衛君。

14番 中本衛議員

町長は、差し控えたいと言いますが、町の執行権は町長でございます。それは教育施設の問題でもございますけども、予算を計上するのが町長でございます。町の財政も厳しいことは町民皆さんご存じでございますけども、これは希望に胸膨らせ、早くあの避難所でもあるああいう施設が改修されればいいなと皆さん思っているわけですから、執行部の町長がいつごろからしたいということ、やはりそのことについて反対に教育委員会等にも、言うたら答申を求めても良いのではないかと、私このように思うんです。どうでしょうか、町長。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

財政が厳しいということだけではなくてですね、公債費を起債償還をしていくピークがですね20年度、それからR D Fの起債についても24年度と29年度というふうな期限がきております。その中で我々も財政健全化に向けてやっておる中でですね、私は責任者であるわけですが、決裁も決定もですね、すべて責任を持ってやりますが、しかし、それぞれが町の将来を考えてですね、真剣な議論を展開している中で、私が主観でですね、いつやるということ、明言することは避けたいと、そうしないと真剣な議論がですね、できてこないような場合もあるだろう。どうぞご理解ください。

議長

14番 中本衛君。

14番 中本衛議員

確かにそう言われればそうだと思います。いろんな地域住民、また教育委員会、その施設、将来の施設、これ多数ございますね。今回学校の施設ね。そういうことも将来は統廃合のこともございましょう。いろんなことも加味しながら、そこらの改修、また補強、そういう計画をもう具体的に明解に町民に知らせるようなことを、まずお願いいたしまして、最後といたしましてですね、やはりこれは前回、世古議員、同僚の議員からも質問ございました。やはりこの点数の低いところをいち早く改修し、次に向かって、また次の改修補強に向かっ

て計画していかないと、これはもう財政的に厳しいのは事実でございますので、その年度も正確に計画数に上げてですね、やっていただきたいと思います。

もう最後ですから、具体的にお聞きします。向こう3年間で相賀小学校についての改築にかかる考えはございませんか。これだけ聞いておきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

3年間で、議員はおっしゃいます。教育委員会の考え方もですね、非常に早急にということと思ってます。まず調査、実施調査等を予算計上してですね、それをやりましたら入札等ですね、本工事の着工ということになりますので、3年と言わず早くやりたいのは私もやまやまなんです。この事業はですね、1校でも突破していきたい。それは県の教育委員会にも何かいい方法はないのか、国の文科省のですね国庫補助についても、実勢単価と合わないではないかと、一般財源の負担が非常に大きいではないかというようなこと申し上げておる最中でありまして、3年と言わずに5年以内ということは考えております。

議長

14番 中本衛君。

14番 中本衛議員

今の町長、今最後に3年と言わずに5年以内という、そういう具体的な年度の内容述べられました。できるだけ早急にということは早く改築をしていただきたい。あそこはご承知のように中学生用の基準に合わせた学校でございましてね、小学生にはなかなか適用できにくいんです。そういうことも考慮して、どうかよろしく前向きに進めていただきますようお願いいたします。私の質問終わります。

議長

これで中本衛君の質問を終わります。

議長

ここで暫時休憩いたします。

25分より再開いたします。

(午前 11時 11分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 25分)

議長

次に、7番 玉津充君の発言を許します。

7番 玉津充議員

7番 玉津充、平成19年9月議会での一般質問を行います。

今回は、行政懇談会についてと、学校施設及び災害避難所の耐震化について、町長の考えを伺います。

初めに、最初の通告書では行政懇談会の内容について、町長の回答を求めましたが、すでに地元新聞に掲載されていたので撤回をします。

まず、行政懇談会についてですが、去る8月24日に、平成19年度紀北町海山区行政懇談会が行われました。海山区自治連合会から事前に提出された7項目の課題について、町長から回答がありました。このとき出された7つの課題は、海山区の町民の多くが大変関心のあることです。内容は冒頭で申し上げましたように、地元新聞で報道されておりますので、ここで省略いたします。

この懇談会は、町長の回答に対する質問や意見交換が行われたほかに、各自治会からの問題点について話し合いが行われ、問題によっては地元での説明会を行うことが確認できると、自治会にとって大変有意義でありました。この懇談会について町長の感想と、その後進展のありました漁港の津波対策について説明を願いたい。

また、県知事の本音でトークのように、各地区で住民を対象とした巡回懇談会を行う考えはないか伺いたい。

次に、学校施設及び災害避難所の耐震化についてですが、去る6月議会の先輩議員の一般

質問で、当町の学校施設の耐震化が遅れていること、その中でも相賀小学校が最も耐震性が悪いことが明らかになりました。また、さきほどの前者議員からの説明に対する回答もそうでありました。また、先日耐震診断結果表が我々議員に配布されております。前段の行政懇談会でも相賀地区から子どもたちが一番多くの時間を過ごす校舎で、災害避難所でもある相賀小学校の耐震化の切実な要望があり、町長は相賀小学校を最優先で取り組んでいると答えております。さきほどの前者議員の回答に対してもそうでありました。

そこで次のことを伺いたい。

1. 相賀小学校耐震化の具体的な手段、方策について、耐震化の方法、必要概算費用、財源の確保、実施時期などについてお答えいただきたい。

2. 耐震診断結果の I S 値と耐力度違いはどうか、教えていただきたい。

3. 学校施設耐震結果の公表について、どうする考えなのか伺いたい。

4. 当町の総合的な耐震化計画が必要だと思いますが、その取り組みについてどう行動しているのか伺いたい。

5. 地震被災地の学校施設及び災害避難所の被災状況と、その耐震診断値の調査を行ってはどうでしょうか。学校施設が倒壊したという報道はほとんどなされていないように思います。結果次第では不安が少しは薄らぐこともあるかと思いますが、いかがでしょうか。

なお、この学校の耐震化につきまして、さきほど前議員にも回答がありました。ダブるところは省略していただいて結構です。以上です。

以下の質問については、自席にて行います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

6 番 北村博司君。

6 番 北村博司議員

ただいまですね、質問の通告から取り消した、一部取り消したようですが、これ質問の取り消しも議長の許可を得て行える性格のものでですね。前者が同じことを質問して回答出ているから取り消すというのは通常あることですが、一部報道されておるから取り消すという理由は、私ちょっと納得いきませんし、この7項目の回答というのを全然私知りませんので、多分これこの放送、テレビ放送通じてご覧になる町民の大半の方も何のことやろということになりますんで、これ取り消す事由にあたるかどうかという、議長のご判断を聞きたい。

それと、もし取り消される、ここの議論がなくなるんでしたら、この7項目の回答たるも

のを、ご提示いただきたい。私ども他の議員、これは町住民に対してということになりますけれども、何のことかわかりませんので、7項目の回答の趣旨なり、答えなりが、議長の見解をお聞きしたい。

議長

はい。まず取り消しの件につきましては、玉津議員から申し入れいただきまして、私も許可をさせていただきました。それと7項目のことにつきましてはですね、町長の執行部のほうにもお話させていただきまして、どういうことが懇談会が行われたかということ、文書のほうですね整理してあれば、後に示したいと思います。

6番 北村博司議員

配布していただけますか。

議長

町長、いかがですか。できますか。

奥山始郎町長

できます。

議長

町長のほうはそうに言っておりますので、そのような措置をとりたいと思います。

以上です。

奥山町長。

奥山始郎町長

玉津議員の質問にお答えいたします。

矢口浦漁港の津波対策についてであります。矢口浦漁港の整備につきましては、矢口浦地区前面防潮堤の老朽化問題及び生熊地区前面の防潮堤新設について、矢口浦地区から毎年要望をいただいている件でありまして、平成12年度に立ち上げました三重県の海岸整備長期計画であるアクションプログラムに掲げ、整備していく方向性を示し、その後、見直しをしながら現在もその長期計画にあげた状態にあります。

この計画を実施しに結びつけるためには、実施計画を立て、予算要求をして認可があれば実施できることとなります。しかしながら、この工事につきましては老朽化した防潮堤の補強、及び防潮堤の新設に膨大な事業費がかかることが予想され、県及び町の財政状況から数年間で一気に実施することは困難な状況にあります。

そのため、どのような方法で区分しながら実施するのかといった調査が必要であり、今9

月議会定例会で補正予算案で提案いたしております漁港海岸整備構想策定事業において、これらの施設の概略設計、条件調査を行い、海岸高潮改修計画のための基礎的資料の収集を図るものであります。

次に、行政懇談会についての感想と地域巡回懇談会についてであります。自治会連合会との行政懇談会については、例年開催して町が実施する事業の説明や協力依頼、また地域からの要望、諸問題についての意見交換を行ってまいりましたが、このことが、行政と住民の協働によるまちづくりの推進に大きくかかわっていると考えております。

さて、自治会代表との懇談会だけではなく、各地区で住民との巡回型行政懇談会を行えないかということですが、県では職員が地域の集会や学習会に出向いて、県政に関するさまざまなテーマについて、地域の皆さんと論議する、みえ出前トークを実施しておりますが、町におきましても職員が地域に出向いて、それぞれの事業説明や意見交換をするなど、町民の皆様とのコミュニケーションを図りながら事業を推進しておりますので、今後も地域や団体等からの要請があれば、職員を派遣したいと考えておりますし、場合によっては直接私自身が町民の皆さまとお話させてもらうこともやぶさかではございません。

次に、相賀小学校耐震化の手段と方策についてでございますが、先の行政懇談会において、相賀地区から学校施設であり、災害避難所でもある相賀小学校の耐震化の要望について、私がそのときお答えしたことについて、説明させていただきます。

今回の耐力度調査の結果によりますと、主な学校施設としましては、相賀小学校が昭和31年建築の校舎で耐力度 2,706点、東小学校が昭和41年建築の校舎が2棟で、3,492点と 3,890点、紀北中学校が昭和34年建築の校舎が2棟で、3,907点と 4,238点、同じく紀北中学校の昭和42年建築の屋内運動場が 3,624点となっております。

耐力度調査につきましては、主として学校建築物の建て替え事業に伴い、その必要性があるか否か、客観的判定基準による調査業務で、構造耐力・保存度・外力条件の3つを基礎として構造耐力、保存度について各 100点、外力条件について1点の点数を算出し、その積として1万点の点数を算出し、建物について総合的に調査し、建物の老朽状況を評価するものです。その結果、所要の耐力度に達しないものについて危険建物として改築事業の補助対象となり、建物が地震に対してどの程度耐え得る力を有しているかについて、構造力学上から診断する耐震調査とは違うものであります。

学校施設建物を総合的に判断した耐力度調査の結果を踏まえ、まず相賀小学校の改築を視野に入れて事業計画を進めてまいりたいと考えており、その他の学校施設の整備につきまし

でも、町の財政状況等も考慮に入れて、年次的に整備してまいりたいと考えております。

そこで相賀小学校の具体的な耐震化についてであります。本校舎、特別教室等及び屋内運動場については改築とし、別館については建築年度も本校舎に比べ新しく、構造耐震指標である I S 値が 0.56 となっており、耐震補強で整備することを検討しております。その場合の費用については、改築及び耐震補強とともに概算約 9 億円程度と見込んでおり、文部科学省の補助を受けるとともに、少しでも有利な起債の活用を検討しております。

なお、事業実施の時期につきましては、現在全体的な整備計画を検討しているところであり、具体的な実施時期につきましては財政事情等も十分考慮に入れ、検討しているところであります。

次のご質問の耐震診断結果の I S 値と耐力度についてでございますが、相賀小学校の I S 値としましては、本館が 0.38、視聴覚室が 1.49、別館が 0.56、屋内運動場が 0.05 という状況であり、一方、耐力度調査につきましては本館が 2,706 点という状況であります。

次に、当町の総合的な耐震化計画の討議と作成についてでございますが、さきほどの相賀小学校の部分で答えさせていただいたとおり、現在、耐震診断の結果がすべて出た状況であり、この結果も考慮に入れ、学校施設の全体的な整備について検討しているところであります。

学校施設耐震診断結果の公表については、今後、学校施設の全体的な整備について、その整備計画とあわせて住民に周知いたしたいと考えております。

最後に、地震被災地の学校施設及び災害避難所の被災状況と耐震診断値の調査についてでございますが、先に発生いたしました新潟県中越沖地震における学校施設の被災状況においては、柏崎市においては文部科学省が同市からの要請を受け安全点検を実施しており、調査対象となった小学校 10 校、中学校 5 校の 46 棟について、安全点検を実施しております。調査結果は危険と判断された棟数は 6 棟であり、その内訳は構造体の危険が 3 棟、落下の危険が 3 棟となっております。また内外装材の落下、転倒に対する注意が必要な棟数は 15 棟という状況であります。残りの 25 棟については使用が可能であるとされています。

なお、柏崎市の学校施設の状況でございますが、耐震診断の結果が悪い I S 値 0.3 以下の施設を含め、倒壊はないと聞いています。

以上でございます。

議長

7 番 玉津充君。

7番 玉津充議員

まず、漁港の津波対策なんですけど、さきほど町長、矢口浦漁港についての予算化して、計画をつくっていくという話があったんですが、当町の漁港矢口浦だけじゃなくて、この補正予算にほかの漁港もありましたね。それをおっしゃってください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

三浦漁港です。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

津波対策についてですね、一步進歩したということは非常に良かったというふうに思っております。

あとですね、尾鷲市で尾鷲港の長期構想検討委員会というのがありまして、私傍聴をしてきました。尾鷲市ではですね、長期計画10年ないし15年計画で、このようなですね港湾をやっていくというふうな計画がですね討議されて、立てられておりました。漁港にせよですね、港湾にしる、このような計画がですね必要だろうと思うんですけど、当町はこういうものがあるのでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

港湾についても長期の計画はまだございません。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

ないという回答ですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

失礼しました。訂正いたします。港湾についてはこれは県のほうでいろいろやっていた

けます計画も。漁港については町でやります。しかし、まだ確実なものはありません。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

必要だと思うんですね 港湾にしても漁港にしても、漁港がないということであれば、そういう計画もですね、是非検討してつくるべきだと思いますし、港湾のほうがあればですね、我々議員のほうにもこういう計画があるよということをお示し願いたいと思うんですが、町長いかがでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

港湾については、その議員の皆様にお示しをすることをさせていただきたい。漁港についてもご提案を受けて担当のほうでですね、よく私も含めて協議します。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

是非、そうしていただきたいというふうに思います。

それから自治会の件なんです、自治懇談会の行政懇談会の中でですね、自治会から毎年要望書が出ておるんです。それがですね実施されるものが少ないと、年々要望事項が増えるばかりでですね、引き算ではなく足し算になっていくやないかというような不満の声があります。これはですね、その情報がですね自治会側から行政側に提出するばかりで、これが一方通行になっているのが原因だと思うのです。

それで、各地区とのですね、やはりコミュニケーションが必要なわけで、さきほど町長は地域の要請があれば派遣をするという、お答えがあったんですが、我々のほうも是非そういうことで今後活用していきたいと思うんですが、その辺のですね、要望があったことへの回答等をですね、これを一方通行ではなくって、もう少しこう回答をですね出せるようなことをやっていただきたいと思うんですが、町長いかがでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

住民の皆様の要望についてはですね、よく精査をしてできるだけ応えてまいりたいのが心情であります。しかしながら、議員が今ご指摘のあったように要望のほうが増えていくばかりであるということも、これも否めない事実かと思えます。その要望をすべてやっていくことについては行政の範囲内、財政力とか能力の範囲内においてですね、優先を取り決めて対応したいと思えます。ご理解をいただきたいと思えます。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

その要望書なんですがね、自治会から提出するのは住民課のほうに提出するわけです。住民課のほうはそれぞれの課に分担をしまして、それぞれの課に分けて予算審議されるだろうと思うんです。その結果ですね、やるのか、やらないのか、なぜやらないのか、何年後にやれるのかと、そういうふうなですね、討議をする場面がないのでね、是非その辺のことがですね、話し合いができるようにしていただきたいと思えます。

それから次にですね、今回の行政懇談会でいろんな要望が出ておりました。路地の路面の整備だとか、私有の焼却炉の環境問題だとか、それからさきほどの学校の耐震化の問題、それから遊休耕作地の活用の問題ですね。それから農業用水の水不足、それから回覧板の老朽化等の件、それからさきほど申し上げました要望書の実施率アップの話ですね。それから地区説明会の話、河川砂利の撤去、それから役場のですね喫煙マナーの話まで出ておりました。

その後ですね、私度々役場に来るんですが、喫煙マナー非常に良くなっておると思えます。そういう意味でも効果があったなというふうに思うわけですが、この懇談会で出されたいろんな要望や意見についてですね、是非、フォローをしてやってほしいというふうに思えます。そのためには議事録をですねつくって、双方がですね問題を共有化していくということが大切だと思うんですが、その辺はもうすでに進められておるでしょうか、町長いかがでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議事録の作成はいたしておりません。しかしながら、ほとんど該当する課長は出席しております。課長がメモを取ってそれをきちんと記録しております。その記録に基づいてですね、問題点、それからやり方、いつできるかどうか等も検討しているはずであります。そう

いうことを怠らず努力してまいりたいと思います。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

懇談会が行われた。これもう多くの自治会の会長が出てですね、話し合いをしておるわけです。そういうことですね、課長のメモだけでええんだらうかと。やはり議事録を残してですね、お互いにあとのことを確認し合っていないと、前へは進まない。そのときの懇談会の席だけですね、言い合ったらそれで済みということになっていく恐れがあると思うんで、是非ですね、議事録をしっかりと作成して、自治会側にも配布をしてですね、こういう意見が出て、こういうふうな回答が出たということですね、示していただきたいと思うんですが、町長いかがでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議事録の作成についてはですね、よく担当課とも協議をしますが、そのときで聞き流していくという姿勢では、それはとりたくないなと考えております。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

姿勢はよくわかるんですが、その姿勢を貫くためにも、是非ですね議事録をつくって、しっかりフォローしていただきたいというふうに思います。

次にですね、学校施設及び災害避難所の耐震化についてであります。6月議会で町長はですね、相賀小学校について政策会議にあげ、議論の最中であるというふうに回答されたと思います。その政策会議とはどういうものなんでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

当町ですね、重要な課題について各課が企画課にそれを申し入れ、それで財政課、もちろん三役入るんですが、それから関係各課の課長同席の中でですね、いろんな面からその課題について協議をしていく、そして方向性を見出していくという非常に重要な会議でありま

す。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

はい、政策会議についてはわかりました。

次にですね、町長、我々団塊の世代はですね、日本の高度成長を支える労働力として金の卵と言われておった時代があります。今ですね、少子高齢化の時代に児童はですね、まさに金の卵だというふうに思います。その命にかかわる問題についてですね、財政問題もあるでしょうが、財政問題をですね別の次元で考えてもいいんじゃないかというふうに思うんですが、その親やですね祖父母もそれをある程度は望んでおるし、協力していただけるんじゃないかと思うんですが、その財政とですね、その児童の命にかかわる問題、これをですね両立させたいので、町長はさきほどから相賀小学校の期限に答えられておると思うんですが、その辺の町長の胸のうちのですね、お聞きできればと思いますが、いかがでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

各自治体のですね、財政力の指数ですね、財政力指数だとか、これが本町においては 0.3 と記憶しておりますが、それから公債費負担比率、それから経常経費比率等が、議会の皆様にもそれを十分にチェックされてですね、それで町のあるべき財政状況を審査していくわけなんですね。しかも、また県においてもですね、交付税算入についてもそっからいろいろなことは基準財政収入額、支出額、非常に町の住民の皆様が安全に暮らせるような行政をやっていくのに欠かせぬ大きな部門であります。

そういうものを悪化させないように、しかも生命・身体・財産を守るという行政の主要な条件、それは高齢者であろうが、子どもさんであろうが同じです。そのような観点のなかでですね、非常に難しい選択を迫られるのが行政だと受け止めております。その判断に常に間違いはないか、どうするのが一番いいのかということが、頭とか心の中から離れない。そういう状況であります。議員がおっしゃろうとしておられるのもですね、私も理解はできます。

そういうわけで、どうぞ財政も大事、命も大事、またねひとつ財政がこれ非常にこう弱くなりますと、住民の皆さんは不安になりますよね。これもひとつ精神的にも影響するものであると考えております。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

財政についての件ですが、これはですね新聞紙上で拝見したんですが、公立高校の耐震化を検討している文部科学省の有識者会議がですね、去る8月6日、耐震性の低い施設から優先して改修を進める計画の概要を公表しております。08年度から5年間で震度6強で倒壊、崩壊の危険性の高いと言われている約1万2,000棟の改修を終えることを目標にしております。伊吹文部科学相はですね、学校耐震予算の倍増を要求して、国が整備費の半分を補充するとしております。

またですね、避難所になっている施設の耐震強度が十分でないというのは、とんでもない話だという話も出ております。文部科学省にですね、私問い合わせをしました。IS値が、0.3未満の施設が対象で、それを当てはめますとさきほど町長言われましたように、紀北町ではですね7棟が該当します。こういうような文部科学省の方針に乗っかってですね、積極的なアピールを行って、そして予算獲得にですね努力をしてほしいと思います。いかがでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、議員がおっしゃったのは県立高校の場合ですか、公立高校ですか。それで中学校、小学校全部包含されるわけなんですか。そのニュースが8月の県の教育委員会においてもですね、我々のほうには伝わってきておりません。どのような年度にそれが実施されるのか、大変私も期待をいたしますが、今日の新聞、ただ見出しだけは私チラッと見たけれども、教育予算の比率が先進国で一番低いそうだという報道が一面に出ておったような気がいたします。

そのような状況下でですね、この当町の相小、紀北、東小等の改築についても、前者議員にも申しあげましたけれども、文部科学省の補助の実質単価がですね、実勢単価とは相当な格差があるわけなんです。ですから比率においては、もう7割も補助しているはずだとおっしゃっても、実際建築をしようとしたときには、その単価ではできません。それを実勢の最低の単価でやると、大体5割ぐらいの一般財源の負担ということになってくるわけなんです。そこに国の認識と現場とのギャップがあるわけなんです。

ですから、そのように文部科学省が地方に公立の学校を耐震化を進めるのであれば、大変

有り難いと思っております。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

先日いただきました、この耐震結果表なんですが、ここの備考欄にですね、平成16年度・17年度いずれも紀伊長島区なんですが、7施設の耐震補強事業を完了しておるわけですが、これらはいずれにしてもですね、この診断結果をもとにして将来のですね学校の統廃合なども含めても、総合的な紀北町の耐震化の総合計画検討して策定すべきでありますし、町長もさきほどの前者の議員の回答で、やりますというふうに答えておられます。

これのですね、その具体的にどういうふうにしていくのか。そして公表の問題ですね、この耐震結果の公表をですね、その計画が整ってから公表しますという回答がありました。何年先になるのでしょうか。

したがってですね、こういうふうにこの内容については、その総合計画の前にですね、皆さんに公表をしてですね、公表すべきだというふうに思います。そして少なくともですね、避難ステーション等についてはですね、公表しておかないと地震のときにどこに逃げたらいいのか、水害のときにどこに逃げたらいいのか、その辺のですね判断も住民側のほうでとれると思います。この公表についてはですね自治体によって対応が分かれておるようでございますが、私は早く公表していただきたいというふうに思うわけですが、町長いかがでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほどお答えさせていただいたのはですね、公表については今後学校施設の全体的な整備について、その整備計画とあわせて住民に周知いたしたいと考えております。このように答えたわけなんですね。

ですから、もうそれを議員がこの耐震結果、耐力耐震のこの公表を先にしたほうがいいのではないかというご提案だと思います。そのことについては、それではよく教育委員会等々関係部署でよく協議をしまして考えます。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

総合的なね、整備計画が短期に、短期にと言うのは2ヵ月3ヵ月ぐらいでですね、できるようなのであればそれはおっしゃるような方法でいいのじゃないかと私も思いましたが、この整備計画がですね、6ヵ月とか1年とかそういうスパンでないと整備計画が立たんというようであれば、私は早く公表してほしいというふうに思うわけです。

最後にですね、行政懇談会の中身ですね、さきほど申し上げましたように、今回いろんな話し合いをやりました。そのですねフォローをやってほしいということとですね、さきほどの耐震化については総合的な計画を組んでいただきたいと、そして診断結果はですね公表していただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長

これで玉津充君の質問を終わります。

議長

ここで暫時休憩いたします。

少し短いんですが、1時から再開します。

(午後 0時 08分)

議長

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

議長

次に、18番 垣内唯好君の発言を許します。

18番 垣内唯好議員

こんにちは。18番 垣内です。

高速道路のサービスエリア、もしくはハイウェイオアシスについて、町長にお伺いいたします。平成25年10月完成予定の近畿自動車道紀勢線にできるであろうサービスエリア、またはオアシスについていろんな風評がありますが、これは紀北町の経済的な落ち込み、また交流人口の増加を図るためにも、是非必要と考えています。

先日の国会議員の先生の国政報告会に出席させてもらいましたが、町長も出席しておったと、みえたと思うんですけども、日本一のサービスエリアをつくりたいとの話でした。ただ、これは国会議員の先生にすべてお任せするよりも、その当町が強い熱意をもってやらないかんのやないかなと、そのとき思ったんですけども、これについてちょっといろいろ具体的に、動かな、もうあとこれまると6年になるんですけども動かなあかん時期やないんかなという考えがあります。

県が指導して関係機関に働きかけて、全町挙げての誘致委員会を立ち上げて、いろいろ国交省なりいろんなところへ運動してはいかがかと思うんですけども、これについてひとつ町長の考えをお伺いいたします。私はちょっと能力的に、ちょっと2つも3つもやるというのはちょっと無理ですもんで、できたらこれ一本で今日はちょっとやらせてもらいますもんで、自席で細かいことは質問させていただきます。能力があるといいんですけどもないんで。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

垣内議員のご質問にお答えします。

中日本高速道路株式会社により整備が進められております近畿自動車道紀勢線の紀伊長島インターチェンジ（これは仮称）から勢和多気ジャンクション間には大台町地内にパーキングエリア（つまり休憩施設）が計画され、整備が進められております。

一方、国土交通省により新直轄方式にて整備が進められております尾鷲北インターチェンジ（これも仮称）から紀伊長島インターチェンジ間には休憩施設の計画はございません。

しかしながら、町内の高速道路上への休憩施設を誘致することにつきましては、海山区の地区協議会や商工会関係の団体などから、是非町内に休憩施設を設置してほしいとの要望もいただいておりますし、町といたしましても、地域の振興に結びつけるパーキングエリア、サービスエリアなどの休憩施設の誘致を進めてまいりたいと考えております。

このことから、機会がある度に地元出身の国会議員や、国土交通省・三重県などの関係機関にも繰り返し要望を行っております。

一方、大台町から紀宝町に至る近畿自動車道紀勢線の沿線市町は、この路線の整備により経済力の強い周辺経済圏に巻き込まれ、人口減少や企業撤退といった地域活力の低下も懸念されることから、大台町、大紀町、南伊勢町と東紀州5市町の、2市6町と三重県及び民間委員で組織する紀勢国道に伴う地域活性化検討委員会を設立し、紀勢自動車道開通に伴う地域活性化施策を検討しており、その中でも大台町以南のパーキングエリアやサービスエリアの検討も始められております。

なお、休憩施設の整備につきましては、地形や安全性の問題が優先されますし、道路管理者の基本的な考え方もあるかと思っておりますので、引き続き関係機関と密接に情報の交換をさせていただきながら、町内に誘致がなされるよう努力してまいりたいと考えております。

なお、議員ご提案のサービスエリアなどを誘致する誘致委員会の立ち上げでございますが、休憩施設の整備につきましては、自治体の費用負担や管理のあり方など十分に検討する必要があり、また、さまざまな角度から状況を把握し、議員の皆様方や町内の関係機関の皆様方にもご説明させていただき、ご意見を伺ったうえで誘致委員会が必要と判断させていただいたときには、ご協力をお願いしなければならないと考えておりますが、今しばらく状況の把握や調査の期間をいただきたいと思いますと考えておりますので、何とぞご理解をお願いいたします。

以上です。

議長

18番 垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

今のその南三重ですか町長、大台町、南伊勢町から以南ですね。そのそういうのでいろいろ会議なんかはやってみえるんですか。連絡協議会みたいなのあるって今聞いたんですけど、いろいろ会議やって、そういうことも話し合いをしておるんですかね。そのとこちょっとお聞きしたい。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

活性化検討委員会は設立されて2、3回会議は開かれております。その中で地域、全般的な地域活性化についての意見交換をやっておる中で、まだサービスエリア等についてですね、

具体的な突っ込んだ議論までには至っておりません。

議長

18番 垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

私の考えておるのは、できたらその紀北町内に、いろいろこれ具体的に三浦とか馬瀬とかいう名前は出ておるんですけども、ほとんどの人は実際できるであろうという風評ですね、まあ言うたら。「できるらしい」とか「やりたい」とか言うだけで、実際の町民は具体的なことは一切わかっておらんと思うんです。

やっぱりこれも熱意の問題で、紀北町内に一つそういう中心的な、高速道路開通した時点で中心的な場所をやっぱり必要やないんかと考えておるので、そのためにはやっぱり町の姿勢やないかと思うんですけどもね。どうしてもこちらへ引っ張ってくるという、そういうところの気持ちはちょっとどうですかね、町長。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

このサービスエリアなどを適地に、町内の適地に建設したいという、するべきであるという意見は紀北町より提案されましたが、いろいろその用地の問題、それから建設費ですね、施設の。それから経営主体等々いろいろございますんで、それはまだ何ら進んでおりません。そのような状態です。

議長

18番 垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

さきほどから、この前からちょっといろいろ問題になっておるお魚らんどさんの件なんですけども、高速道路ができるで人がどんどんやって来て、そのいわゆるどういう商売を、そこでどういうテナントさんがやっても合うというほど甘いものではないと思います。

ただね、やっぱり、もちろん規模もありますけども、いろいろ専門家にも聞いて交通量なり、そういうことはもちろん研究はせなあかんと思うんですけども、そういうことをできるだけ前からいろいろ、いろんな角度から研究して、そやでそこへ農業者、漁業者、林業者いろんな地元でできるものを販売すると、それで紀北町の宣伝もすると、それに応じて下へも下りてもらうというようなことをちょっと早めに、やっぱりいろいろ研究をして、いろんな

角度から問題提起をやっていかんことには、そこでもちろんやっても交通量が少ない。そやで土日しか人が来ん、平日はほとんどガラガラ、それへまずそういうことでテナントさんが入ってくれるかどうか、いろんな懸念もあるんですけども、そういうことも含めてやっぱりいろいろ勉強をやっていかなあかんと思うんですけども、企画課なり産業振興課なりで、そういうとこのその勉強をこれからいろいろ研究していくという、意思はどうですかね。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今後、それを失敗をしないで効果を上げていくためにはですね、どうするかということは大いに勉強せないかんと思うんです。そういう姿勢で取り組みたいんですが、どのような広さが適当なのか、それもまだ試案、決定はしてません。いくらかかるか、町負担はいくらになるのか。それから町の力、財政力等に宣伝力もあるし経営力もあるけれども、見合った、身の丈に合った施設にするのかどうか。国のパワー、県のパワーを、エネルギーをどこまで入れていただけるのか、それもまだ未確定でございます。勉強はしなくてはいかんと思いません。

議長

18番 垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

そのやっぱり南三重の各自治体ともいろいろ相談もせんならんと思うんですけども、やっぱりこれ他所の地区へ、町外へできても町内としてもあまり意味かないんであって、できたら紀北町へそういうものを引っ張ってきたいという気持ちなんですけどもね。

確かに今、町長言われたように身の丈というんか、他所の地区へ行きましても新しい道路ができたで、レストランなり土産物がどんどんできるんですけども、ほとんど最初の見込みと違って交通量が少ないと、1年か2年ぐらいは多うても、あとはもう少なくて倒産したり、休業したりというのが結構目につくんですけども、そういうことにならんように、いろいろ勉強もせんならんと思うんですけども、その準備委員会なり誘致委員会というものの立ち上げは、ちょっと待ってくれということなんですけども、町長の頭の中にはそういうのを将来、つくりたいという明確な気持ちはあるんか、ちょっとお聞きしたいんですけどね。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員がおっしゃるような、そういう誘致委員会ですね、それがある時点で必要であるというふうに判断できたときには、お願いしたいと思います。

議長

18番 垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

町長の心配しておるのは、やっぱり国交省の、紀北町の負担分ですね。2億円とか3億円とか要るんか、5億円ぐらい要るんかとか、そういうようなことはもちろんこれ、この2万人の当町の最高責任者で財政難のときに、その気持ちはようわかるんですけども、ある程度やっぱりそういうこれからの紀北町を考えた場合に、2億円かかっても3億円かかってもある程度の投資というものは必要やないかと私は考えておるんですけどもね。

そういうのは、その合併特例債とかそういうのは使えんのですか、ちょっと私、財政課長やったら知ってますかいな。ちょっとそこのところお伺いしたいんです。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

特例債、合併特例債については担当課長に答弁いたさせます。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

合併特例債というのは、合併によって生じたものというのが原則でございまして、その位置づけが問題になろうかと思えます。どのような位置づけになるのか、これからも検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長

18番 垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

その位置づけというのはどういうことですか。これ合併するときもいろいろ議論を私らも聞いたんですけども、合併することによって70億円のお金使えるんで、合併せなやっくいけんのやないかとか、そういうことで皆、そういうこと合併するときには期待があったと思うんですけども、その合併特例債は両町、合併したその両町が合併したことによって便利に

なるためのお金ですわね。そやでそういうことですか、その位置づけということは、そういうサービスエリアの国交省に対する負担金は、そういうのには該当せんということですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

だから合併特例、今、課長が言ったように、合併特例債のメニューに入っておるか。あるいは合併の結果これが必要であるかというような判断を県、国がしないと、特例債の適用が難しいということです。

議長

18番 垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

それには是非そういうことも含めて、やっぱり勉強をこれから早め早めにやっていかなあかんのやないかなと思うんですけどもね。ほかの他町村の人に、できたら紀北町にサービスエリアひとつやりたいんやったら、もう早いことやら遅いんやないかという、早いとこ運動せなあかんのやないかと、ちょっと言われたんですけども、今、町長のいろいろ気持ちも聞かせてもらいましたんで、私らもちょっとこれからいろいろそういうことを気にかけて、できるだけ勉強するようにしますもんで、町のほうとしてもですね、合併特例債のことも含めて、そういう資金を使えんことにはなかなか今の時代に3億円、4億円というお金は、そんだけでできるかどうかはわかりませんし、それと身の丈ということも大事なことで、そういうことをもうちょっといろいろ勉強して、できるだけそういう準備委員会なり誘致委員会を早いこと立ち上げられるような体制でひとつお願いします。

これで私の質問を終わります。

議長

これで垣内唯好君の発言を終わります。

次に、10番 岩見雅夫君の発言を許可します。

10番 岩見雅夫議員

10番 岩見雅夫、平成19年の9月定例会一般質問を行います。

本日の一般質問は、1つとして、生きる力を奪う「後期高齢者医療制度」の実施を凍結せよ、この問題と。2点目は、第三セクター海山物産役員問題の2つであります。

通告順に従いまして、まず後期高齢者医療制度の問題について質問をいたします。

あえて、生きる力を奪うというタイトルを付けましたけれども、この問題、昨年6月から秋にかけて、国会におきまして国民には全く何の説明もされないまま、医療改革法が強行採決をされました。そして後期高齢者医療制度が来年4月から実施されることになっております。これに関連しまして、昨年の12月には紀北町議会の定例会におきましても関連議案として、三重県の後期高齢者医療広域連合設立の協議が提案されました。現在、広域連合議員として紀北町から1人、紀北町長が参加をされております。もちろん私たちはこの協議には反対をいたしました。

来年4月から75歳以上を対象にスタートしようとするこの制度の内容を、改めて検討いたしますと、まさに高齢者医療の大きな改悪であり、断じて認められないものであるということ、改めて痛感いたします。特に重要な問題を考えまして、いくつかの大事な点を指摘をいたしました。これはもちろん国が決めた制度ではあります。また、三重県の広域連合という場をもって運用されていくという事態ではありますけれども、直接住民の福祉に責任を負う町としても、紀北町もこの問題性を重要性を十分に認識していただいて対処をしてもらいたい。このように考えます。

まず、問題の第一なんですけれども、今回高齢者を75歳以上の後期高齢者と、そして65歳から74歳までを前期高齢者というふうにあえて分別をしております。そして75歳以上の高齢者は全員国保や健保から脱退をさせて、そして後期高齢者医療制度に加入させるというものであります。対象は全国で約1,300万人と言われております。資料をいただきましたけれども、紀北町では3,341人ということでありました。そして75歳以上のすべての人が保険料を支払わなければなりません。

こういう形で新たに保険料を負担しなければならないお年寄りの方は約200万人にのぼると言われております。そしてこの方たちの保険料は月6,200円という試算になっております。これが一つのまず最初の重要な問題点であります。

そして2点目は、高齢者の医療保険料の支払方法も大きく変わってまいります。65歳以上で国保に加入している人や、あるいは75歳以上で年金額月1万5,000円以上の人、極めて低額なんですけれども、月1万5,000円です。この1万5,000円以上の方はすべて年金から天引きをされる。こういうことになります。すでに天引きが行われおります介護保険料、これは月平均4,090円が平均と言われておりますけれども、この介護保険料と合わせますと、毎月1万円以上、1万円を超える保険料がですね、年金から天引きされる。引かれていくということになります。非常に少ない年金からも最大で半分まで、2分の1までは保険料として

天引きをされる、こういうことになるわけであります。

問題点の3は、さらに高齢者人口がこれから増えるのに応じまして、75歳以上の保険料負担率を自動的に引き上げるといふ仕組みになっております。試算によりますと発足時に6万1,000円の保険料が、7年後の2015年には8万5,000円にまで上がるというふうに言われております。

そして4番目、極めてこれは大事な問題ですが、保険料が払えない高齢者から保険証を取り上げることができる。こういう仕組みになっていることでもあります。今はご承知のように国民健康保険法の定めによりまして、国保料を滞納しても75歳以上の人からは保険証を取り上げてはおりません。この保険証、国保証の取り上げ対象を75歳以上まで広げるといふことは、貧困で苦しむお年寄りから医療までも奪い取ってしまうといふことであって、全く福祉の破壊、非人道的な政治そのものだと言わなければならないと思います。

そして問題点の5番に指摘をいたしましたのは、75歳以上の方だけではなく、70歳から74歳の方々も現行の1割負担から2割負担に負担増がなされます。

そして6番目として、75歳以上の方の医療については、今後医療を制限する、いわゆる差別医療の導入が検討されていることでもあります。

以上、重大な問題についてのみ指摘をいたしました。この75歳以上の高齢者の方を一方的に、機械的に後期高齢者というふう勝手に名付けて、そして他の世代からこれを切り離して、過酷な保険料の徴収と負担増を押しつける。そして医療の切り捨てを押しつけていく、こういう後期高齢者医療制度の実施は断じて認められないものであるというふうには、私は考えます。

この問題は、実は参議院選挙の中で大きな争点の一つにもなっておりました。そして結果は国民は明確な意思を示して、このような負担増を押しつけることには反対であるといふことを示したのが、今度の参議院選の結果ではなかったかと思っております。現在の時点で改めてこういう事態を踏まえて、具体的な質問を町に対してさせていただきます。

まず、必要の第一は、今述べましたような、このような制度について、町長はどのように受け止め、また今後どう対応されていくのか。この点であります。

2点目は、いろんな問題がありますけれども、すでに運営は都道府県域ごとにつくられた広域連合で行っていくということになっておりまして、県の対応によって保険料も決まってまいります。補助金の投入などによって県の取り組みを強める。このことが非常に大切な問題になってきておりますが、この点についての県への要求等について、町としてどう考えて

おられるのか。

さらに3点目ですが、すでにこの制度は2月から一部進行しておりまして、広域連合も始まっております。その審議状況や決定の推移について報告を求めるものであります。

最後に4点目として、昨年以來、定率減税の廃止等によって住民税も大きく上がり、そしてこれが国保料や介護の保険料に連動しまして、大変な国民への負担の押し付けが増えてまいりました。そういう中での今回の後期高齢者医療制度の問題であります。これ以上、来年4月からさらに高齢者に追い打ちをかける、そういう制度の改悪については私たちは断固反対であります。

まず、この進行している制度の実施を凍結をし、制度の全面的見直しを求めて闘っていくべきではないかとこのように考えますが、この点についての町長の姿勢、あるいは取り組みの決意について示していただきたいと思っております。

2点目は、第三セクター海山物産の役員の問題についてであります。

6月定例会におきまして、この問題を提起させていただきました。私が議会で指摘をしたあと、7月の26日に津地裁の判決という重大な事態の進展もありました。第三セクター海山物産の筆頭株主として、紀北町はどのように対処されてきたのか。6月議会の一般質問では、町長はこの取締役残留問題について、現時点ではというふうな答弁もありました。その後、どのような検討を行い対処をされたのか。このことについて質問をいたします。

第1回の質問を締めくくるにあたりまして、この来年4月から75歳以上になる高齢者の方々は、奇しくも私自身も同世代であります。戦後60年生き抜いてきた自らの人生も重ねまして、座して傍観はできないという形で決意をした議員活動の原点に立ち返っても、この悪政の問題については全力を挙げて反対の立場で頑張っていきたい。このような決意を新たにしております。このことを強く表明しまして、まず第1回目質問を終らせていただきます。事後の答弁に対する再質問については、自席で行ないます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

岩見議員の質問にお答えします。

町長は、後期高齢者医療制度についてどう考え、どう対応するのかについてであります。老人医療費は現在国民医療費の約3分の1にあたる11兆円超にのぼり、高齢化の進展に伴い、今後も増大するとの見通しになっております。75歳以上の後期高齢者は、生理的機能や日常生

活動作能力の低下による症状が増加するとともに、生活習慣病を原因とする疾患を中心に、入院による受療が増加するといった特性があり、こうした心身の特性等にふさわしい医療を提供することが求められています。

こうした中、後期高齢者が将来にわたり安心して医療を受けられるようにするためには、国民皆保険を堅持しつつ、増大する後期高齢者の医療費を安定的に賄うため、持続可能な制度を構築することが喫緊の課題となっています。

現在、後期高齢者の医療費は昭和58年に発足した老人保健制度によって賄われていますが、老人医療費が増大する中で、この制度については次のような問題点が指摘されてきました。

1つとしましては、後期高齢者は国民健康保険または被用者保険に加入し、それぞれの保険料を支払いつつ、給付は市町村から受ける仕組みで、保険料の決定主体、医療保険者と給付主体、市町村が別であり、財政運営の責任が明確でない。

2つ、市町村は、国民健康保険や被用者保険の保険料からの拠出金と公費とを財源として運営する仕組みで、拠出金の中で現役世代と高齢者の保険料は区分されておらず、両者の費用負担関係が明確でない。

このような中、医療費適正化の総合的な推進及び新たな高齢者医療制度の創設等の措置を講じることが、医療制度改革大綱（平成17年12月1日）により決定されました。これを受けて、平成18年6月21日に健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、平成20年4月から現行の老人保健法が後期高齢者の医療の確保に関する法律に改正施行されることになり、現役世帯と高齢者世帯の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするため、75歳以上の方を対象に独立した医療制度が創設されることになりました。

具体的には、医療の給付に要する費用は、高齢者一人ひとりに負担していただく保険料が約1割、74歳までの現役世代の保険料からの支援金約4割、公費負担約5割となります。

運営については、都道府県の区域ごとにすべての市町村が加入する広域連合が運営主体、（保険者）となり、保険料の決定と給付を行なうことにより、財政責任を明確化するとともに、広域化による安定的な保険財政の運営を図ります。

町としては、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために、新たな医療制度のもとで、病院にかかれない人をつくらないなど、後期高齢者が将来にわたり安心して医療を受けられるよう、より良い制度とするため努めてまいりたいと思っています。

次に、運営は都道府県ごとにつくられた広域連合で行なうため、県の対応によって保険料

も決まる。補助金の投入など県の取り組みの強化を求めよについてであります。75歳以上の後期高齢者のことを考えると、制度開始以後保険料の負担が増えないよう、広域連合の中で十分な議論を重ね、継続可能な制度となるよう必要があれば県にも要望していきたいと考えております。

次に、三重県後期高齢者医療広域連合の審議状況、決定の推移について報告を求めるところであります。三重県後期高齢者医療広域連合が、平成19年2月1日設立許可され、広域連合長の選挙の施行により松田津市長を選任し、3月28日には第1回広域連合議会定例会を開会して、副広域連合長の選任同意で森下伊勢市長、山田川越町長、尾上大台町長を選任し、次回議会は11月に予定されています。

事業に係る検討事項の決定行為の流れとしては、市町担当職員で組織する運営検討部会の事項結論を受け、市町課長等で組織する運営検討会議においてさらに協議した後、議会で決定いたします。

これまでの経過につきましては、作成しなければならない広域計画の全体説明を受け構成市町の事務の処理や広域計画の実務に支障をもたらす場合の対策に対する意見や、保険料については不均一保険料実施の是非と実施内容、災害及び生活困窮者減免や保険料収納率向上対策として短期被保険者証等の発行、保険料納期（普通徴収）の統一。保健事業については健康診査等の実施の是非や方法の検討。医療給付については、葬祭費、傷病手当金支給制度実施の是非と実施内容などが協議されました。

これからのスケジュールとしては、10月中に保険料の試算、保険料率の設定作業、市町及び広域連合議会への説明。11月には広域連合議会において、後期高齢者医療条例を制定、保険料率の設定。12月上旬に被保険者ごとに保険料額を算出、12月中旬には市町において、特別徴収対象者情報と被保険者台帳を突合し、該当する被保険者について、介護との保険料合算額が年金受給額の2分の1を超えるか否かを判定し、特別徴収対象被保険者を特定。来年1月中には、市町から経路機関に対して特別徴収依頼情報を通知後、経路機関から年金保険者に対して特別徴収依頼情報を通知。3月には市町議会において保険料徴収条例を制定し、4月施行の予定となっております。

次に、4月実施の凍結を求める。町長の姿勢、取り組みの決意についてであります。医療の安心・信頼の確保や医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために、広域連合と市町が互いに役割を担いながら、責任をもってこの制度の推進に努めたいと考えております。

次に、塩谷氏が第三セクター海山物産の役員に就任したことについてであります。津地方裁判所の判決公判において懲役1年執行猶予5年が言い渡されたことは、新聞等で報じられており、県議会議員として紀北町はじめ、県全体の発展のため、力を発揮いただけるものと期待いたしておりましたことから、判決については厳粛に受け止めています。今回の判決では、ご本人の反省を踏まえ、執行猶予のついた判決が出たものと思っております。

6月議会でも申し上げましたとおり、海山物産株式会社の社長を辞任後、これまでの実績など会社に対する功績を勘案し、これからの海山物産の経営に是非とも必要であるとのことから、総会で取締役を選任されたものと思っております。

今回の判決において執行猶予がついたことにより、取締役としての資格に問題はないと聞いております。今後、尾崎社長のもと、海山物産株式会社の経営に手腕を発揮していただけるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長

10番 岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

第一のこの後期高齢者医療制度の問題ですが、私はですね、特に官僚答弁と言ったら少し誤解がありますけれども、いわゆる公式のですね、この制度に対する考え方や規定を聞いているのではなく、今回の段階でですね、この後期高齢者医療制度には私も問題点を指摘しましたようにたくさん問題があります。負担増の問題、それから保険証の滞納した者に対する保険証取り上げができるのをですね、75歳以上の者にも適用するというふうな問題、こういうふうですね、その内容をつぶさに検討した場合に、とても医療制度の推進とかですね、そういった将来安定的に制度を運用できるようにするためにというふうなことでは、説明できない大変な問題を含んでいる。

それだけにですね、改めて町長の率直なですね、この見解をですね聞きたかったわけです。最後のところでですね、制度推進に努めたいと言われたのにはですね啞然とするわけなんです。こういう制度がですね4月から実際に施行されたら、この該当の方々ですね、どうなっていくのか、本当に福祉がですね、守られていくのか。こういうことを大変危惧します。

さきほどの質問の中でも言いましたように、この世代はですね、私もその一人なんですけれども、戦後大変な混乱の時代からですね、60数年生き抜いてきて今日に至っている。いわば今日の社会をですね、築いてきた方々であります。医療制度は本来、国民皆保険の制度と

なっておりますね、十分老後についても安心できる制度を社会が保障していく、それが基本だと思うんです。全くこれに逆行するようなですね、制度改悪になっている点について、心を痛めないのかどうか、この点をまず率直にお聞きをしたいわけです。

一つひとつの問題についてもそうですけれども、今ですね、この制度の問題については7月29日の選挙結果も受けてですね、今、国会は止まっておりますけれども、国会の中でもですねこの制度については再検討、見直しが言われております。与党の中からさえもですね凍結と見直しが言われている。こういう現状です。どうなるかはまだわからないと思います。資料としていただいたスケジュール、私たちも国民年金関係のですねところから、大体こういったこれと同じですね、今後の施行までのスケジュールを入手しておりますけれども、来年3月にはですね、条例の制定も提案されてくるでしょう。それ以前にですね、今国会においても大きな問題になって、これが果たして実施できるかどうかはですね、今、極めて不透明な状況になっております。

相次ぐ負担増にですね、さらに追い打ちをかけるこの医療制度については、もっと率直にですね事態を見直して、自治体としてもこういった問題点についてはですね、反対や批判の声をあげていくことが大事ではないかと考えますが、その点について町長はどう考えておられるでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員のおっしゃることについては、私も理解はできると思いますが、しかしながら、この保険制度、これは国が決めるんですけどもね。保険制度は負担と給付がついて回るものであってですね、その中でいろんな弱者に対する配慮がどこまでなされるか、これが大きな問題として指摘をされているものだと思います。

ですから、国を運営していくにはいろんな大きな目での負担と給付がついて回るわけでありまして、それは県単位で市町を含めてその議会もこしらえて、そこで運営、検討していくという制度になっております以上、私もその制度を国民の幸せを増幅するものとして努力してまいりたいと思います。

議員ご指摘の国会内でもどんな議論がされているか、私にとっては大変不案内です。わかりません。わかりませんが、ある政党の幹部の談話だけがチラッとテレビで見ることができました。それにはあなたがおっしゃったような考え方、この制度をもう一回検討すべきであ

るというような論調であったと思います。以上です。

議長

10番 岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

国民健康保険の問題についてはですね、従来からもこの滞納者に対して資格証明証が発行され、実際にはですね医療が受けられなくなって重症化し、死に至るというふうな不幸な事例も今たくさん出てきております。それでこういったことを保護するために原爆の被害者とか、あるいは75歳以上の方についてはですね、こういった措置は適用しないということが現在の国民健康保険法では定められておるわけですが、今回の後期高齢者医療制度によるとですね、この枠を撤廃してですね、この保険証取り上げ可能な範囲をですね、75歳以上にも拡大していく、こういうことが定められております。

そして、さきほども少し触れましたけども、月額ですね1万5,000円というですね、極めて少ないそういう年金の受給者の方、こういう方もですね、1万5,000円以上の年金をもらっておればですね、これを天引きしていく、そして現在行なわれておるですね介護保険料と合わせるとですね、1万円以上にもなっていくということがですね、試算の中でも言われておるわけです。2分の1を越えたですね天引きはしないということがあるんですが、逆に言い換えればですね、2分の1まではですね天引きしてもいいよという制度なんです。非常に過酷なものであってですね、とても福祉の制度とは言えない。そういう実態だと思うんです。

改めてですね、4月実施までは一定の期間もあります。今後多くの運動も起こってくると思いますが、私たちはあくまでもこういった悪法ですね実施は反対をして、そして当面、すでにこの法律はでき上がっておりますので凍結を求め、さらに全面的な見直しとですね、中止へと追い込んでいきたい。このように固く決意をしているところです。そのように改めてですね、今の時点での問題点も認識をされて、単に法律で決まっておるから、あるいは県からいろんな要請があるからというだけでですね、下請け的に業務を推進するのになしにですね、どのようにすればこの負担増の実態をですね緩和することができるか、この点についてですね、行政としても全力を挙げて頑張っていたきたい。このように考えます。

それで2点目の第三セクター海山物産の役員の問題ですが、この問題につきましてはですね、すでにご案内のように新聞にも報道をされましてですね、現在に至っております。有罪判決ということですね、当然公民権停止はですね伴っておるわけです。公民権停止は選挙権と被選挙権の行使が停止されるということなんですけれども、こういった社会参加、特に

そういう面ですね大変な処罰を受ける状態の人がですね、半公共的な第三セクターの役員としてですね、続行することが果たして可能なのかどうか、この点についてですね、改めてこの7月26日の時点を受けてですね検討されたのかどうか、この点についてもう少し具体的に答弁をお願いしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

先の議会ですね、議員のご質問にお答えさせていただいたとおりですね、該当する方がこれまで海山物産株式会社の運営についても相当貢献が高い。そして今度のこの度の判決についても執行猶予中の者を除くという、会社法第 331条第 1 項第 4 号に規定があります。そういうものも踏まえたうえでの海山物産総会での選任であると思います。私としては、その選任について尊重してまいりたいと思っております。

議長

10番 岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

今、町長が言われた点は、もちろん私も承知をしております。その法令とかですね、公民権停止の範疇、そういったものについての解釈もあります。しかし、海山物産のですね、取締役会というのですか、役員会の中で判断をしたのはですね、この判決が出る以前の段階です。そのことも将来のことも範疇に入れて、いわゆる想定内としてですね判断をしたんだということが漏れ伝わってきておりますけれども、私、今お聞きしたのはですね、この段階を踏まえてどのように具体的に検討されたか、されなかったのか、この点については答弁がありませんので、その点お聞きをしたいと思っております。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

判決の結果、代表取締役がこの法令に基づいて以前の選任が法的には是認できるという、そのような見解であることを聞いております。

議長

10番 岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

この役員の問題はですね、町の26.7%の株主であり、筆頭株主であるという点からですね、財産管理への責任の点からですね、私も去る6月議会で質問をしたわけなんですけれども、今後も含めてですね、いわゆる第三セクターこれに対する町の貴重な財産を提供している自治体としてですね、どう責任を負って、またこれを有効にですね町財政に生かしていくのかということにもかかわってくる問題であるだけにですね、この問題についてけじめをですね、明確にするよう求めているわけです。

役員の中にですね、町長が参加をされていない。その点について指定管理者制度はですね、適用されているからということなんですけれども、極めてですね、かかわりやこの運営について町としての対応が弱い、こういう状況でですね、果たしてこの第三セクター海山物産のですね、今後の存立や運営が適応なのかどうか。このことがいずれ問われてくる問題であるというふうに考えます。

それだけにですね、町としても十分にこのことを見守っていくようにということですね、6月議会でも指摘をさせていただきました。今後もですね重大な関心をもって対処していきたいと考えますので、以上で私の質問は終らせていただきます。

議長

これで岩見雅夫君の質問を終わります。

議長

ここで暫時休憩いたします。

2時15分より再開いたします。

(午後 1時 58分)

議長

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 15分)

議長

次に、1番 東篤布君の発言を許可します。

1番 東篤布議員

1番 東篤布、皆さんのお手元にあるように1番から10番まであげさせていただいたわけです。前者議員と重複するところもございますが、少しいろんな角度から同じ問題をですね、お話しすれば良いのかなと思いますので、そのままやらせていただきます。

10点ほどあげさせていただいておりますけども、いわゆるまちづくりということが、今回の一般質問のですね題目でございます。このまちづくりを考えるときにですね、私が思うには、ここにおられる22名の議員さん、そして役場の職員の皆さんとともにですね、自分たちのまちをつくっていく、人間として生まれてきた以上はですね、生きていかなければならないわけです。それぞれに人生の目的があろうと思えますけれども、やはりその目的を達成するためにはですね、いろいろな方法論をとらねばならないと思います。

いわゆる人として生きていくためにはですね、まずルールをつくって、またそのルールを守って規則の中でやっていかなければならん。いわゆる町でもっているところの条例もそうだと思います。ただ、生きるためだけに生きていたんではですね、私は生きる価値もないと思います。いわゆる夢をもって生きたい。夢のあるまちづくりをしていきたい。

それじゃその町民の皆さんの夢をかなえるためにですね、執行部の皆さんとともに22名の議員も一生懸命やっていかなばならんこう思っております。しかしながら、私はいつも思うんですけども、どうもこの町のですね進む方向というのは、進路を決定されてからですね、我々議会が聞いておるようにこう思うわけです。実際にそうっておるわけです。執行部の皆さんでいわゆる事業計画をしていただき、そして町長の決定をいただいて予算を組む、つくっていく、そしてそれが議会に上がってくる。今回もたくさん問題出ましたけども、学校の建て替え等もそうでございます。どこかで我々議会も一緒になって入っていかなばならん。そうでなければ議員が多い、少ない以前の問題として、私は以前から思っております。

もう一度言いますと、皆さんだけでなく議会も一緒になってですね、これからの紀北町の進むべき道を決定してきて、それに何とか議会も参画させていただけないか。この話を聞いておるテレビの皆さん、住民の皆さん思われると思います。それをやっておるのは議会でないか、実際のところはそうじゃないんですよね。執行部で決めてきたことを我々で

この予算を認めるか否やというだけに止まっておるわけです。

そして一括とね、何百とある予算を一括審議になっていますから、1つを切るのにもこれ切れない。こういう大きな矛盾があるのが、いわゆる今の行政であります。これを何とか変えていきたい。そういった中でこのまちづくり全般を考えたときにですね、やはり生きていくためには生活の場がある。そして最も大切なのは僕は教育だと思います。そして医療、そして住まい、そしてそのような夢の、これが目的ですね。これをかなえるための手段として計画があるだとか、道路であったり、尾鷲市さんのように港湾計画、町の知らないうちに高速道路が来ておった。知らないときにインターができておった。いわゆるそしてサービスエリアもできておったでは駄目だところ思うわけです。

このように皆さんに提出しておりますので、細かい質問は自席でさせていただきます。一つひとつ読み上げながら答えていただければ簡単なことでございます。あとは自席で質問させていただきます。ありがとうございました。

議長

東議員、できればこの項目をですね、ここで言うていただけますか。

冒頭だけ言うていただけますか。読み上げてください。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

じゃ、簡単に読み上げます。

まちづくり一般ということで、1番から10番まであげておりますが、1番としてですね、今、年金問題で国、各地方で犯罪が発覚しております。当町にとってどうなのかと、今日の新聞を見ますとですね、尾鷲市さんのほうで過去にそういうことがあったように書いておりましたか、うちのほうはどうなっておるのかという点ですね。

2点目、よく町で聞きますのは、合併後のまちづくりが見えてこない。何のために合併したんだと、さきほど垣内議員がおっしゃっておられましたが、そのために合併したんやと、特例債を使うために、いただくために合併したんじゃないのかと、であるならば、その使い道を示していただきたい。こういう話がございました。これは町長だけでなく三役にお答え願いたい、こう思います。

3番、行政改革よく聞きますが、残業手当減らすだけが行政改革だとは思っておりません。特に強く今回お願いしたいのは、この3番なんですね。いわゆる土曜日も日曜日も、そして普段の日も、普段の日は7時までやっていただけないかという町民の声が多いわけです。現

にそのような残業を延ばしてですね、7時まで窓口開けてやっておられる。ただ、残業減らせと言うておるのに、東議員は残業付けよとおかしいじゃないかと、そうじゃないんです。今実際の話は予算を上げてくるときに、各課の残業を見越して上げてきておりますね。それを各課でお宅は何パーセント、何パーセントで割っておるはずですよ。その枠内で十分できようかと思います。

いわゆる5時まで仕事をして役場に行っても役場が閉まっているという苦情が多いわけです。他所の市町村、名前はあげませんがそういう市町村がございますので、そのところを強くこれを要望しようとあとから思っております。

4番、耐震診断の結果報告はしていただきましたけれども、まだ今後の方向性が決まっておらんやに、こうさきほどの前者の議員さんのお答えを聞いておってもそう思いましたが、私は耐力度試験がする前に、耐震診断でもう出てるんですから、例えば2年前の合併のときに当時の海山の教育長であった。今の教育委員長ですけども、海山の町長はある中学校と、ある中学校と統合するんだと、教育委員会のほうはどうなんですかと僕はお聞きしたところ、いや教育委員会としてもその方向に決まっておりますと、こうおっしゃった。であるならば、当然統廃合等も踏まえたですね、そういう答えがあるんじゃないかなろうかと思うております。それがいまだに決めておられないというのはどうなのかなと。

5番目、まちづくりで欠かせない。いわゆるこれは長期総合計画でもございますけれども、いわゆるさきほど申し上げたように、町の意味と反したところに高速道路の取り付け口が来たんだとかね、そういうことでは困るとこう思うわけです。町として将来を見据えた道路計画、港湾計画がなければならんと思います。絞って今回この5番で言いたいのはですね、海山インターに伴いお魚らんどがですね撤退せねばならない。そのところ自席で詳しく聞きたいと思います。

6番目、当町は高医療指定を受けておりますけれども、その職員全体のその意識が見えてこないように思います。その点をちょっとお答え願いたい。

7番はですね、ちょっと取り止めようかなと思ったんですけども、議長の許可も得ておりませんし、前者の議員さんの皆さんのお話を聞いておまして、後期高齢者医療制度ですか、私はこのようなお年寄りを切り捨てるような制度はですね、もっての外だと言う私は思います。今後町長自らが国に出向いていただいそうですね、この問題も取り下げるように強く要望していただきたい。

そしてもう一つ、乳幼児の負担金が三重県であっても各市町村違います。市町村の負担金

の額が、その点を当町はどう考えておるのか。

8番、ここはですね町営住宅のことなんですね。学校の耐震診断終わりましたけれども、三重県は愛知県、静岡県に遅れて耐震診断等の予算を出してきました。耐震補強を遅れて出してきた。約3年遅れたんですけども、町営住宅には新しい町営住宅もございますけれども古いものもある。その点はどうなのかなということね。耐震診断やっておられるのかどうか。

9番、いろんな事業、第三セクターの話がさきほども出てきておりましたけれども、町民のお金を使って、いわゆる税金を使って起こしておる事業の一つが第三セクターでありますけれども、私は長島区でおかれてあったですね、レク事業もですね約20億円町の税金を投入しておるんじゃないかと思うんですけども、当初17億円ぐらいと聞いておったんですけども、膨らんで現在は20億円と聞いております。

キャンプ場もございます。そして道の駅もそうですね。2億円からのお金を投入している。その中においてこの前、季の座の温泉掘削に2,000万円出した。これは将来のレク事業にプラスになると考えての2,000万円の投資かなとこう思っておりますので、その点お答え願いたい。

10番は、いわゆる地域医療は今、全国で問題になっておりますけれども、紀北町、尾鷲市、この地域を考えますとどうしてもこの私は大切であり、なくしてはならないのは尾鷲総合病院かこう思っております。これに対して町長はですね、尾鷲の市長さんと何らかのお話をされておるのかどうかという点と、町長個人としてですね、尾鷲総合病院に対してどのようなお考えを持っておられるのか、そしてこの地域の医療を守っていくためには、町長のお考えになられておる医療施策等を教えていただきたいと、こういうことでございます。

以上です。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

東篤布議員のご質問にお答えいたします。

1番、年金問題について、当町では問題がないのかというお尋ねですが、宙に浮いた年金記録約5,000万件の問題が、保険料の着服問題にまで及び、社会保険庁職員のみならず、市町村の職員にまで広がり、非常に大きな社会問題となっておりますが、老後のためにと苦心惨たんされ納付された結果、このような被害に遭った方の心情を察すると、やるせなく憤りを覚えるところであります。

国民年金保険料の検認事務が昭和36年に開始され、平成14年4月に地方分権一括法の施行により、国に移管されるまでの間、旧両町におきましては人事処分記録に着服により処罰された事案はなく、担当してきた職員からこれまでの特例納付が行われた際の取り扱い方法等の聴取においても、そのような事実は確認されず、また担当課に今回のような納付に関する苦情が寄せられたことも聞き及んでいませんので、問題がなかったと受け止めております。

次に、合併後のまちづくりについてのお尋ねであります。まず、町民の方々におかれましては、合併後2年が経過した中でいろいろなお考えをお持ちかと存じますが、私自身は合併して良かったと心から思っております。

しかしながら、紀北町になったとはいえ、旧両町で長年にわたりそれぞれ培われましたさまざまなまちづくりに関する考え方の違いや、合併後におきましても財政が大変厳しい中で、すべての住民に満足していただける施策や、事業の実施に至っていないことなどから、中には議員ご指摘のような声が出ているかも知れませんが、このことにつきましては真摯に受け止めさせていただきます。

さて、今後のまちづくりについてであります。合併にあたり定めた新町建設計画の内容を尊重し、整合性を保ちつつ作成した、紀北町第一次総合計画に基本理念として掲げた、安心・安全重視のまちづくり、一人ひとりを大切にするまちづくり、地域資源を生かした創意工夫のまちづくり、自然や歴史・文化を守るまちづくりを、今後のまちづくりのすべての分野における基調とし、各種の施策を進めてまいりたいと考えております。

特に、融和と協調性の醸成、安全・安心のまちづくり、行政改革などの推進に日々努力をいたしておりますが、事業によりましてはすぐに効果が上がらないものもございます。今後は、合併の効果を目に見える形で町民の方々にお示しできるように努めるとともに、合併して良かったと言えるように日々努めてまいりたいと考えております。

次に、行政改革の取り組み状況についてのご質問ですが、本町の厳しい財政状況の中、行政改革の推進は重要な課題であると認識しており、平成18年6月に紀北町行財政改革大綱を策定し、行財政改革に取り組んでいるところでございます。具体的な取り組み内容ですが、平成19年度から特別職報酬等の削減、一般職員の管理職手当、期末勤勉手当の役職加算の削減、県内旅費日当の廃止、非常勤特別職報酬削減、前納報奨金の廃止、環境マネジメントシステム、いわゆるISOの自主運営等行っております。人件費の抑制となる職員の削減につきましては、合併時の職員259名から、平成19年4月時点で241名と、約1年半で6.9%、18名の職員の削減を行っております。

今年度の行財政改革推進本部の取り組みですが、すでに各課で取り組み管理表を作成し、年間スケジュールを立てており、今後、推進本部において各課の取り組み状況の進捗管理を行っていく予定であります。

また、ワーキンググループの取り組みといたしまして、現在、事務改善策等について検討しております。ワーキングとしての案を10月に取りまとめる予定であり、その後、推進本部におきまして事務改善策を決定し、適時実施してまいります。

特に残業時間短縮の取り組みについては、当初予算ベースで昨年度と比べ20%の削減を行っており、各課に与えられた残業時間につきましては年間一人当たり約66時間となっております。昨年度当初、給料総額の5%、今年度当初、給料総額の4%といたします。

また、昨年、実施されました町議会議員選挙では、開票作業におきまして管理職職員を配置することにより、約200万円の時間外勤務手当の削減を図っております。今年度におきましても昨年度と同様に、休日、祝日の時間外勤務につきましては休日振替及び代休を取得するよう、各課長から課員に指導しておりますし、平日の時間外勤務につきましても、職員の健康管理に配慮し、午後10時以降はなるべく時間外勤務をさせないように指導しており、時間外勤務をした翌日の出勤につきましては、時差出勤を実施して時間外勤務の削減及び職員の健康管理に努めているところでございます。

次に、耐震結果を受けて、学校施設の今後の建て替えをどう考えておられるかの議員の質問にお答えします。

学校施設の耐震化につきましてもは、前者の議員にお答えさせていただいた部分もありますことから、内容につきましては少し割愛させていただくことがあると思いますが、ご理解をいただきたいと思っております。

今回で昭和56年以前の学校施設について、耐震診断の結果がすべて出揃いました。その診断結果でございますが、改築を視野に入れた耐力度5,000点以下の学校については7校で、校舎8棟、屋内運動場3棟の計11棟という状況でございます。その中でも特に耐力度が低い相賀小学校、東小学校、紀北中学校については、財政事情等を考慮に入れ早期に耐震化を進めてまいりたいと考えております。またあわせて、耐震補強も計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、道路計画についてのご質問にお答えします。

議員ご提案のように、道路はまちづくりにおいて最も重要なインフラ整備であると考えます。地方の活性化や自立においては、近畿自動車道紀勢線など高規格幹線道路網整備が重要

であり、また日常の生活基盤を支えるうえで道路網整備、さらに地震など自然災害発生時の緊急輸送道路など、防災面での整備も重要であると考えます。

議員もご承知のとおり、現在、紀北町内でも平成25年の熊野市までの開通を目標に、近畿自動車道紀勢線の工事が着々と進められており、また県においても平成15年から29年までの新道路整備戦略によって、道路整備が進められています。

議員がご質問の紀北町の10カ年の道路計画でございますが、紀北町総合計画に掲げましたように、国及び県の道路整備に合わせて町においても基幹道路、生活道路、防災対策道路等の整備を促進していきたいと考えております。

次に、高医療に対する取り組み状況と今後の事業計画についてでございますが、当町の国民健康保険加入者の1人当たり医療費は、旧両町の時代から現在まで県下で高い水準にありまして、全国平均医療費の基準を超えていることから、国民健康保険法第68条の2第1項の療養の給付等に要する費用の適正化、その他国民健康保険事業の運営の安定化のための措置を特に講じる必要があると認められると指定市町村とする規定に基づき、平成18年度には高医療の市町村として準指定を、19年度には指定市町村と指定されたところであります。

この指定を受けますと、医療費適正化や国民健康保険事業運営の安定化に努めるための安定化計画を策定し、これを実行することとされております。

当町は、国民健康保険の医療疾病分類から、生活習慣病が引き起こすことと考えられる脳梗塞、糖尿病、高血圧性疾患などが多く、また住民健診などからは高血圧、高脂血漿、高血糖などで要指導とされる方が多くなっている状況から、福祉保健課において健康教室、健康体操、食生活改善講習会、生活習慣予防教室、栄養教室や、地区に出向いての健康巡回教室、糖尿病個別健康教室などを開催し、疾病の改善、予防に努めております。

また18年度からは、ご存じのように国の補助を受け、国保ヘルスアップ事業を取り入れ、ウエストすっきりダイエット教室を、福祉保健課と連携のもと開催し、参加者の健康状態と生活環境のアセスメントを行い、改善すべき課題を明確にしながら、生活習慣の改善に向けた個人の努力を支援するプログラムにより、自主的な健康増進、疾病予防を図っておりますが、医療費の削減効果が現れるまでには至っていない現状にあります。

今後につきましては、20年度から40歳から74歳以下の被保険者や、被扶養者を対象に医療保健者が糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健診、特定保健指導を行うこととなっております。また、この中で実施方法、健診項目、特定健診等の実施及びその成果に関する目標値などを定めることとしており、これまでの福祉保健課による住民健診、保健指導等についても、

この安定化計画との調整を要するところでありますので、今後の保健事業計画につきましては、今しばらく時間をいただきたいと思っております。

次に、高齢者に対する取り組み、今後の考え方についてお答えします。自己負担額につきましては来年4月から現行の1割から2割になる予定であります。また、当町の1人当たり医療費は年々増加している状況にあり、医療機関の窓口で負担いただく額も多くなる場所があります。このようなことから、高齢者の負担を軽減させるには、健康的に日々暮らしていただくことが肝要でありますので、さきほども申し上げましたが、健康相談、食生活改善、生活習慣の改善などの保健事業に努め、高齢者の方のご負担の軽減を図りたいと考えております。

次に、住環境についての町営住宅の実情と今後の取り組みについてのご質問にお答えします。

紀北町の町営住宅の実情でございますが、管理住宅戸数は295戸（管理空家21戸を除く）でございます。構造別の内訳は木造が120戸、41%で、簡易耐火構造は23戸8%、中層耐火構造は136戸で46%、低層耐火構造は16戸で5%でございます。

また、建設年次につきましては、耐震基準が改正された昭和56年以前に建設された住宅は149戸51%で、昭和56以降に建設された住宅は146戸49%でございます。

今後の町営住宅の建設につきましては、紀北町総合計画に掲げましたように、住民ニーズに沿った若者の定住対策及び多様化する生活様式・バリアフリー化など、高齢者社会への対応も含め、住宅整備を促進したいと考えております。

次に、町が事業費等を投入した事業についてであります。まず、お魚らんどは地域産物展示販売施設お魚らんど海山については、先に開かれた議員報告会の中で、これまでの経緯や管理運営方法等について、ご説明しているかと思っております。この報告会の中でご説明したとおり、当施設に対しましては東議員がおっしゃるとおり、住民からの大切なお金である税金を投入してきました。

その内訳を申しますと、当施設の建設及び増築費と維持管理にかかった経費は、平成7年度当初建設費で約9,800万円、その後の増築及び備品購入費等で約4,500万円の合わせて1億4,300万円になります。そして建設後11年間の光熱水費等の維持費約1億3,600万円を合わせますと、約2億7,900万円になります。そのうち参入業者が業務上として町に納めた額は約6,965万円です。

当施設につきましては、先の議員の質問でお答えしましたように、地域の活性化策として

取り組んでまいりましたので、一定の評価はいただけるものと思いますが、経常経費のかかる施設でもありました。

当施設は、高速道路建設に伴い、平成19年9月30日をもって一旦施設を廃止し、移転建設しない方向で考えております。これまで何度も申し上げておりますように、高速道路建設によって国道42号線を通る車の流れは大きく変わるようになると考えられます。そのことを踏まえ、立ち寄り条件等を十分に検討したうえで、紀北町全体の利益につながるような魅力ある産業振興のための施設整備を目指していきたいと考えております。

季の座の温泉掘削につきまして、温泉掘削については町と県で6,000万円支援をいたしますが、現在約20%の進捗となっております。温泉ができることで季の座を訪れる人が増え、雇用や食材の利用増などの経済効果のほか、古里温泉との相乗効果など地域の活性化に期待をいたしております。

結論といたしまして、町の公共施設につきましては、そのときの状況と必要性に応じて最善の施策を検討し、議員の皆様のご理解を得て推進してきたものと考えております。今回のお魚らんど海山の移転問題につきましては、高速道路の建設により施設を一旦廃止し、将来の高速道路建設後の交通事情の変化や東紀州全体の動向の中で、町の点在する各施設との役割を明確化し、水産業だけでなく、観光面等の発展に寄与する複合施設の検討を進めるものであります。

これまであらゆる施設において、議員の皆様からご指導いただきながら実施してきたノウハウを十分生かし、決して一貫性のないものにならないよう努力したいと思います。

次に、尾鷲総合病院の今後についてであります。厚生労働省は平成16年度、総合力を身に付けさせる新医師臨床研修制度をスタートしました。従来、新人医師の多くは出身大学に残りましたが、新制度では大学病院のほか、一般病院での研修を選ぶ医師も増え、新人医師の受け入れ先が流動化し、特に地方では確保できていた医師の数が半減した大学病院も目立ち、大学から医師の派遣を受けている地方の病院では、医師不足から病棟の縮小などに追い込まれているところも出てきているように聞いております。尾鷲総合病院におきましても同じような状況ではないかと考えられます。

しかしながら、尾鷲総合病院は紀北地区の中核病院として大事な役割を担ってもらっているのも事実でありますし、特に人工透析を受けられている患者の皆様にとりましては、なくてはならない病院ではないかと認識しております。今後につきましては尾鷲市立の病院として事業運営をされている病院でありますので、事業経営以外の部分で協力できる部分があれば

ば協力していきたいと考えております。

さて、当地域での救急医療体制であります、休日や祝祭日の診療に関しましては、紀北医師会と協定を交わしまして、当番医により実施されているところであります。また休日、夜間における入院治療を要するような重傷救急患者に対する二次救急医療体制としましては、病院群輪番制病院の役割を尾鷲総合病院が担っています。

例えば、紀伊長島区における救急の場合ですと、救急病院としては回生病院、または尾鷲総合病院となり、いずれかの病院へ搬送されることになろうかと思えます。搬送後、患者の状態によりましては、両病院では処置できない場合もあろうかと思えます。このような場合には、医師の要請により、管外の病院へ転院搬送される場合もあります。その際には、医師または看護師の同乗のもと行なわれることとなります。

なお、一般診療所から直接管外の病院へ転院搬送することは、現実の問題としましては難しいところであります。現状としましては以上のようなところであります。

以上でございます。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

1 番の年金問題のですね、そういうふうな、言うたらおかしいことがなかったかということですけども、当町はないとこうお答えになられましたけども、尾鷲のこの今日の新聞見ますと、約30年前にあったと、38年前のことが書いてますね。当町はどれぐらいを目処に調査されたのかな。ちょっとそこ報告をお願いします。課長にしてもうていいです。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

課長に答弁をさせます。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

これまで年金保険料未納者に対しましては、2年の時効にかかわらず、10年遡って未納期間があればこれを納付できるようにした納付特例がですね、3回行われまして、この期間に納付された保険料が今回の保険料未納や、着服事案等かわりがあるのではと懸念されまし

たので、今回社会保険庁からの照会がありましたので、そのときの担当職員に納付方法等確認したということでございます。ほかにはですね、人事処分記録を確認したというような状況でございます。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

不正というのは年金問題だけじゃないわけですし、今特にこの当町紀北町で起こっておる問題は、旧長島町・海山町ですね、職員の給与が違う。この格差があるのはどういうことなんでしょうか、町長お答え願いたい。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

前の旧紀伊長島町においては、ご承知のとおり再建団体に突入したことが2回ございます。そのようなことも大きな原因となって、紀伊長島町の給料ベースが旧海山町に比較して低かったと、そのように受け止めております。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

合併協議のときにですね、その格差はなくそうということで、両町長が話し合われて、僕は海山の町長の考え聞いたんですが、どこかで延伸をかけようというみたいな話聞いてましたけども、その後の今後の計画はどうなんでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

合併して2年になろうとしていますが、ほぼ格差を是正しているものと受け止めています。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

ありがとうございました。同じ職員ですので、差のないようにお願いします。

2番、合併後のまちづくりが見えてこない。これはどういうことかというですね。まず

うちは条例等が違いますよね。この条例の違いを町長今後どうされるのかということですね、不信の声がたくさんありますけれども、その一点だけお答え願って、今後はこのまちづくりは議会にもですね、事前に相談していただきたい。そのような意向があるか否か、お答え願いたいと思います。

ごめんなさい。三役に答えてもらうのを忘れておった。収入役から答えてください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

合併しましたので、条例も一本化するのが本来の姿であろうかと思いますが、まだ、それを一本化してない条例もありますので、今後適切に対応していきたいと考えます。

議長

町長、今、篤布議員から何か副町長、収入役ですか、希望があったんですが、どういたしますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

収入役に答えていただきます。

1 番 東篤布議員

いや副町長もです。書いてある。

議長

副町長。

北村文明副町長

どの件でしょうか。合併後のまちづくりが見えてないという点ですか。

議長

1 番 どうぞ。

1 番 東篤布議員

ちょっとだけ説明させていただきますとね、いわゆる町民がまちづくりが見えてこないと、大きな期待をしておったですね、今、副町長となっておりますけども助役さん来られたわけですね。もちろん町長を補佐して副町長となってやっておられる。収入役も当然そうですけれども、答えが一つではないと思うんですよ。三者で話し合っているんな答えが出てくるけ

れどもですよ、私はどういう意気込みできて、この合併について私はこうしようと思ってお
ったし、難しい点はこういうところであって、残された期間でこうやっていきたいんだという
ふうなね、3人で決めて、決まった答え聞いたって論文形式になって意味がない。生の声を
聞きたいです。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのことにつきまして、副町長並びに収入役に答えていただきます。

議長

副町長。

北村文明副町長

合併後のまちづくりが見えてこない。合併しなければ良かったのではというような声が聞
こえるということですが、さきほど町長が答弁いたしましたとおりですね、私も合
併をしたからこそ良かったのではないかと、こういうふうに考えております。

それはですね、一つはまず財政でございます。合併した当時のですね当町の財政、これは
極めて苦しいものがございました。私も着任してですね、真っ先に取り組むべきはこの財政
問題と、こういうふうに考えておりました。その当時借金はですね 148億円余り、これは町
民一人当たりの借金残高というのは県内トップ、こういう状況でございました。

ところが、合併した効果によってですね、例えば地方交付税、特別交付税はですね、3年
間で6億円、あるいは合併支援交付金が10年間で5億円、あるいは地域振興積立金10年間で
12億円、これら合わせるとですね、そのほか合併補助金で今事業しておりますが、2億円
余りやっていますが、これだけでも25億円、10年間でこのぐらいある。

それ以外に、いろんなところで県、あるいは国からのサポートをいただきながらですね、
相当ええ改善に効果を発揮した。さらに合併特例債、まだこれは使うところまで行ってない。
なぜかと申しますと、これはですね一つには合併特例債はあくまで起債でございます。起債
でございますので、自己負担の部分が要るわけですね。これをよう捻出しないというところ
がございまして、合併特例債よりも、それより有利な過疎の特例債でございますので、過疎債
でございますので、まずそちらを充てたというような事情がございしますが、そういうような事
情でございましてですね、今までのこの2年間で 148億円あった借金が、この9月補正後に
133億円に減らすことができるということございまして、相当な、もちろん議員の皆様方

のご理解、ご協力もあり、町民のご理解もありながらですね、相当財政の健全化に向けて動くことができたんじゃないかと、もう少し、20年度が起債償還のピークでございます。そういう山を越えていけば、今まで使うことができなかった合併特例債に手をつけることができるんじゃないか。一部使ってございますけれども、額的にはまだまだでございます。

そういった意味ですね、新しい町の建設がこれからできるようになるというのが、まず一つ。一つは財政でございます。

もう一つはですね、町民の間に両町がせっかく一緒になったんだから、一緒にやろうという意識が出てきている。例えば例でございますが、長島区で行われておりました燈籠まつりに海山区の女性たち、あるいは人たちも一緒に協力行っていた。代わりに長島区の燈籠まつりを支えた人たちがですね、海山区の銚子川で行なわれた七夕まつりで非常に大きな力を発揮した。こういうことで両町の町民が協力することによって新しい町、新しい元気を生み出すことができるんじゃないかと、こういうふうを考えておりますので、今更ながらやっぱり合併して良かったのではないかと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

議長

収入役。

川端清司収入役

私も基本的には町長と同じ考え方でございますが、ただ、合併前のシミュレーション、特に予算面においてはですね、合併前に描いたシミュレーションどうりにはなかなかいかなかったということで、合併してから来月で2年経つんですけども、もうそろそろ合併効果も本来ならば現れるべきだと、そういう期待はしておったわけなんですけども、悲しいかなですね、やはり収入面において、特に収入面においてはですね、結構その財源が整わないという状況がございまして、このようなですね、町民の皆さんの合併効果に対する期待というものが今のところ見えていないと、そういうふうな認識は持っております。

以上です。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

どうもありがとうございました。非常に夢のある、力強いお話でしたけれども、町長のいつもの答弁聞いておりますと、予算がないとこうおっしゃいます。副町長は合併したからこ

れだけの予算が取れたんだとこうおっしゃる。その違いどうなんですか、町長。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、副町長が申し上げたのは概略、大きなつかみの中での予算の動き、それから合併後にそのような努力をしてきた足跡を申し上げている。しかしながら、18年度の当初予算につきましては85億 8,000万円であった。19年度当初においては83億 2,000万円だったと思います。約3%削減せざるを得ないような状況になっております。それは、国の交付税削減等いろいろの歳出削減によるものだと思ひまして、申し上げているのが現状でございます。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

特例債のお金は借金であると言にこう言いますと、町民は不安がります。そんなことは合併の前からわかっておったんです。いいですか。わずかなんです。最も有利な利息の安い、だからこれを使わねばならん。海山町の前町長は5年で使わないかと、こうおっしゃっておると、そのときの片腕だった収入役もおられるんですから、私はもっと明確な事業計画がなされてしかるべきだと思います。あんまりにもですな2年経っても先が見えてこない。このように思います。

いわゆる昨年度の予算から今年度減ってきてます。なのに、副町長は合併して良かったんだと、たくさん金がもらえて、町長は減っておると言うし、そこらはおかしいじゃないですか、概略では儲かっておるんだけど、実際は儲かってないんだという話と同じじゃないですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そうではなくてですね、歳入が減ってきているけれども、財政の体質がいい方向に向かっているということであると思ひます。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

私もこの合併を推し進めてきた一人でありますし、私も合併して良かったとは思っており

ます。もちろん体質が良くなる。お金の話はさておいて、職員の体質が良くなったんだということを聞いておるのやない、予算の話をしておる。町長のおっしゃる体質というのはどういうことですか。予算の中身、予算のもった箇所が良いということなんですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

だから体質といえば、財政体質を良くしていこうということなんです。それが今言われたように借金が総額が 133億円になるだろう、19年度末ですね。そのように2年前は 148億円だったと思うんです。それが 133億円に減ってきているというようなことで、全体的に、それが起債残高なんですね。そういうふうにして町の財政体質を良くしていこうということでございます。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

町民が見えてこないところ言うのは、いわゆる町民、いわゆる株主と考えてください。ある会社に出資しておるけれども、会社の方向性が見えてこない。いわゆる予算減った。人も減らした。しかしいいですか、借金の額が減っても事業を起こさなければですね、収益が増えてこない。いわゆる町民に対するですね還付金がないわけです。利益配当がないわけです。

さきほど収入役はこうおっしゃった。合併前に組んだシミュレーションと合併したあとで違ってきておる。そのような1年、2年でくるってくるような財政計画を立てて合併に踏み切ったんですか。収入役にお尋ねしたい。

議長

収入役。

川端清司収入役

確かにですね、合併前シミュレーション組んだときにはですね、当然国の交付税とか、それから歳入等も含めてですね、その辺の状況はある程度予測はできておりました。しかし、実際にいろんな制度も変わってですね、その交付税措置、また補助金、そういったところもですね、随分少なくなってきたというのが現状でございます。

したがって、合併前と合併後の状況というのは確かに変わってるという現実でございます。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

やはり当初の見込みしておったですね、国からの交付金等がですね下がってきておるのは知っておりますけれども、合併当時、当然このように下がってくるであろうということも見越して、担当課からも私は聞いておりますし、町民代表、我々も当然それを承知のうえで合併したわけですし、当然それも見込んだうえで将来の展望を構えて事業計画を立てていただきたい。借金だから使わないというような姿勢は、いい加減に止めていただきたいと思いません。よろしくお願いします。

3 番に移ります。行政改革の取り組みですがね、残業手当ですが、一人66時間、4%というのは月なんですか、年なんですか。金額にされたらいくらでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

年間の給料総額の5%から4%に下がっているということです。金額は一人当たりの配分額は年額13万 3,031円、66時間の場合ですね、となります。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

当然、これでは残業超過になると思います。それはさておきながら、私は減らすことだけが一つのあれじゃないと思いますけどね。例えば災害時に職員の皆さん出てきてます。あれ残業に入ってますか、いくらぐらいかかっていますか。以前に一度報告いただいたけども、担当課でもいいですよ。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

防災、当然相当額になりますが、あのとき職員組合と交渉した覚えがあります。それでは詳しく総務課長に答えさせます。

議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

今回の災害時の時間外ということでしょうか。

今回の災害時にかかる補正予算でございますが 206万円でございます。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

何名出られて、何時間ですか。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

前、選挙のときに職員の残業と出席等減らして削減したと言っていましたけどもね。それをされてもこのところね、僕は出るなと言うんじゃないですよ。これだけの予算を投入しているにもかかわらず、情報共有されていない今の防災体制は何なのかということです。ちょっと防災課長に、今の体制をお尋ねしたい。どのようにして情報を流しておく。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

警報が出ますね。それが危機管理課長に情報が最初に流れることになります。

それによって、私がここに、役場におればそのまま対策本部の本部長としておるんですが、この前なんかは自宅の場合、出てくる要請を受けて出てきました。

そのようにして、これは第一次配備とか第二次配備、課長級に出てもらうということを協議して、そう決めてまいります。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

私はこの職員の残業手当がもったいないと言うておるのではないんです。危機管理課長にもお願いしておきます。課長だけでない、各課の課長がですね、そのときの情報を共有してほしいということなんです。残業もらって仕事しておるんであればね、住民から尋ねられても答えられないかんといいことを言っておる。1時間おきに町長に差し上げておる資料ぐらいは、皆で目を通せるような手順をつくっておいていただきたいということです。

それと最後にお尋ねします。2時間、他所の市町村やっています。7時までやって住民のサ

ービスに努める気はありますか。今すぐには言いませんが、そのような情報町長持っておられるかどうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

7時までと議員はおっしゃいましたけども、その情報というか、私に要望としては受け取ってないんですが、議員がおっしゃったその町民さんの皆様の要望を、今受け取りましたんで、今後よくそれに対応を検討させてください。そのまま放置はしないつもりです。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

当初からこのように残業をするのは当然であるかに、予算は付けられておるんです。誰かが出てきておるんです。各課が予算消費してます。使ってます。であるならば窓口は開けられんはずはないんです。十分この辺は職員の皆さんと検討していただきたい。こう思います。

4点目、耐震診断の結果、全体的な整備計画なんですけども、統廃合、配置計画等を立ててですね、すでに教育委員会等でも話し合われておるんじゃないかと思えますけども、その点をちょっとお答え願いたい。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

学校については教育長はじめ、教育委員会の課長等と、この耐力度にすべての結果が出たことについてですね、危険を一番位置づける学校等について協議は進めております。詳しく教育長に答えていただきたいと思えます。よろしいかな。それでは結構です。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

一例を申し上げます。志子小学校が非常に今、生徒数が減ってます。ある時期に志子のアパートに入れてくれるのであればということで、2名の生徒が志子小学校に通っておったんですね。そのときに住宅を申し込んだら、2名の子ども志子小学校に入れるという方が入らずに、全然違う人が入った。そういう状況知ってますか。

志子の校長先生が、何で志子小学校こうやってね、教育長回って一生懸命やってくれとる。であるのに町は本当に志子小学校のこと考えてくださっておるのかと、こういう小言を聞きましたけども、町長そのこと知ってますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私はそのニュースは受けてません。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

アパートが空きます。そうすると町民から申し込みいただきます。それをどなたさんを入れたら良いのかという審議委員会等があるはずですよ。ですからそれをしっかりとやっていただきたい。お願いしておきます。

私は学校は統合ありきだとは思っておりませんが、であるならば、今現在あるこの数10校をですね、存続して残しておこうとするならば、これだけ学級数も減ってきた。いわゆる生徒数も減ってきた。これをですね、ただ単に少子化だけにとらえてですね、判断しておいたらいかんと思います。

いわゆるこの地域に子どもを増やすには、若い世帯に来ていただく、そのためにどうすべきなのか。例えば町営住宅建てる云々等の案があるかと思いますが、その辺の、いわゆる学校残しておくというふうな、そういうふうな話し合いはなされてませんか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

学校についてはいろいろ考え方ございますけども、統合と存続という考え方が二通りありますけれども、現在のところ、現在のままで行くという姿勢のほうが強いのが現状です。

しかしながら、議員も質問書の中に書いてあったように、町民アンケートとしては若い人が存続、この町内に存続できるようにという要望が相当高かったです。2番目だったと思います。そのためには雇用と住まいと両方の条件が整うべきだと考えてます。現在のところ、まだまだそこまで至っておりませんが、息長くこういう対策を考えていくべきだと思っております。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

申し上げておきます。私も統合ありきの者ではございません。私は例えば自分自身もですね、いわゆる赤羽で育った者でございますから、赤羽の学校の良さもよく存じてます。

であるならば、私はそれは教育委員会だけにですね、任せておくのではなくて、行政としてですねどうやってこの地域にとって大事な学校を守ってやろうかと、その手法をですね何とか考えていただきたいと思うわけです。

例えば、ちょっと早口になりましたけども引本の学校を生徒が減ってきた。何とかしようということで町営住宅を建てた。それで若い家族がね、若い方々に入っていて、今の現状があるところ聞いています。そのような政策もですね、同時に考えておられるのかどうか。教育委員会とともに話をされておるのかどうかです。町長のお答えをいただきたいと思っています。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

教育長とは機会ある度に、その問題を含めて出ております。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

当然、されておられることと思いますが、そのときにですね、さきほどの町長の答弁ですと、今の現状のままの数で行くというのは、皆さんの総意であるかのように聞きましたけれども、合併前、2年前に、海山の教育長がおっしゃっておられた、海山の方向性としては統合ありきなんだとおっしゃっておったのはどうなったんですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

海山のその当時のことは、統合を考えられたかも知れませんが、紀北町の状況の中でいろんな条件が整えられないと、統合も大変厳しいのかなと考えております。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

難しいのはよく存じております。ですから、あのとき合併協のときに住民の皆さんが 200 名来られて話し合いされた。なぜ、私たちも交えて話し合ってくれないんですかと、こう強い意見が出た。いやもうすでに答えは出たんだという答弁でした。

であるならば、その難しい問題をですね、これ 2 年間時間あったわけですから、耐震診断が出た。出てから 1 年有余があった。その間にでもされたかどうか。今後もされる意思はないんですか。前回のように住民の意思を聞かずに、いわゆる住民代表の議会の意見も聞かずに執行部だけで決定してしまうおつもりなんですか。

合併協のときに言われた統合ありきが消えていった。これを認めたら町長、庁舎を建てるために統廃合だったんかという質問がですね、肯定してしまうことになりますよ。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、議員の質問の趣旨は、住民に相談しないで学校の統合を進めるのかという意味ですか。

1 番 東篤布議員

建て替えも含めてです。

奥山始郎町長

これまで教育行政の中で統合については、まず地元の保護者の意見が非常に重要であるというのが私の姿勢であります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

答弁もれ。だからされておるんですかということ。住民集めてあのときには、議事進行ですよ。統合ありきと言いましたけれども、合併してから方向性が変わったんだ。だから答弁もれ。だからやっておるのかどうかということを聞いておるわけです。

議長

答弁もれということで、奥山町長。

奥山始郎町長

住民の皆さんと学校統合について話し合っていないです。

1番 東篤布議員

建て替えも含めてですよ。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

建て替えについてもまだそこまで行っておりません。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

ということは、耐震診断の結果等もまだ報告されていないと受け止めていいんですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほどの前者議員の質問にもあったように、建設計画等がなったときに広報するという考え方と、それに時間がかかるのであれば、さき耐力度、耐震調査の結果を広報してはどうかという意見がありまして、その辺の中でちょっと検討させてください。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

その意見というのは、誰から出たんですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

玉津議員の質問の中にあつたと思います。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

議事進行、違います。誰から質問あつたかじゃないんですね。耐震化のすべての結果出てから、町民と相談しようという意見があつたからと言われた。だからそれはどこから出てき

たんだという、町長個人のお考えですか、その点お答えください。これは議事進行。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

前者議員の質問の中で、このすべての資料が耐力度、耐震調査ができたうえでですね、学校の補修、あるいは改築についての計画はあるかということでありまして、これを計画を今後策定していきますという議論の中です。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

僕が言っておるのは、このような状況ですよということを生徒の父兄に、地域の皆さんに申して、そして統廃合すべてじゃないですよ。どうしていこうかという話し合いをされないんですか。なぜならば2年前にこことここは統合ありきなんだと言うただけに、そのときの住民の声は我々も交えて統廃合、存続等の話をしてください。何も統合ありきの話を言っているんじゃない。いわゆる自分の大切な子どもを預けております。その学校がどうなのか。その結果を報告すると同時にですね、今後どうしていこうかという議論は当然されてしかるべきかと思えますけれども、教育委員会のほうされておるんでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

まだ、私としてはその住民の学校周辺の地元の方々と統合について、あるいは各調査の結果報告等はいたしておりませんが、詳しくは。教育委員会ではしてありません。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

町長が知らないということとは、当然されておられんところ判断とります。だからお願いしておきます。一刻も早く住民の皆さんにこの危険な状態の校舎の説明をされてですね、それで今後建て替えなければならないが、生徒数も減ってきておるので何か良い知恵がないかと、皆さんにお尋ねになったほうが良かろうと思います。以上。

次は何番でしょうかね。5番、まちづくりで書かせない道路計画についてお願いします。

特に 422号線とですね、いわゆる高速道路取り付け、しつこいようですけども、お魚らんどの話です。

議長

もう一度、カウントしませんので。道路計画ですか、今後10年の。

奥山町長。

奥山始郎町長

422号は、もう長い間の関係、今では市町の要望の路線です。紀伊長島インターチェンジにそれを接続していただいでですね。今後、それがずっと伊賀地方まで貫通したときには、かなりの効果があるものと思いますんで、422号南北縦貫道路の期成同盟会は、今後も微力ながら運動を続けたいと思っています。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

422号につきましては、いわゆる海山の皆さんご存じないかと思えますけれども、長島橋を渡って左に行ったところ、あれからずっと行くとですね、宮川まで20分の距離で行ける。こういう道路なんでございますが、これは県のほうの10ヵ年戦略プランから消されております。これ県のほうへ聞きますと、強い町の要望がない限りはまずできないであろうということでございます。だから強く要望していただきたい。期成同盟会、この南北縦貫道のあれがあるわけですから、瀬田の唐橋までの。

町道2号線について、町長もう一つ教えていただきたい。どうなっていますか。長島の下地線。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

下地の2号線につきましては、議員のご指摘を得て、道路幅等を縮小し、建設工事費を縮減してこれを進めてまいりたいと考えます。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

町の道路計画というのは町道だけでなくでですね、県道、国道も踏まえて、それで最も大

切な救急道、いわゆる防災道路ですね考えていただきたい。いわゆるこの高速道路につきまして町長は、これも命の道であるとか言うておられますが、いわゆる救急車が走るわけですね。

であるならば、僕は以前から言っているように、どのようにすれば海山のインターの形状が正しいのかと僕はお尋ねしておるんですが。これについては町長は以前ですね、2回ほど国交省に直接行ってですね、交渉していますとか言うていますが、今現在、どうなんですか、行っていただけておるんでしょうか、町長。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

相賀区のほうへ道を延ばしていくことについても、それから今回、先の説明会のときに議員から指摘を受けて、今回の定例会の11日の質疑の中で、それを聞いておりました、そのことについては私はすぐに電話をしてですね、2日後に所長と話をいたしました。

それからその前の道路については、担当課で聞いていただいた。その結果、道幅等相賀区のほうへいくやつはですね、道路についてはとても接続はできない、難しいということです。

今回は、都計審で決定されている路線については、変更は非常に難しいんで、ご了解いただきたいということでございました。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

都計審で決定されるまでには、町の意見も入るわけです。ですから本線が変わりにくいのはよく存じておりますが、いわゆる取り付け道路については、その後可能であるやに国交省で直接私は18年1月27日に、第2回の説明会で聞いております。第1回の説明会は17年8月31日、それから約半年後の1月27日に、住民の同意も得ないままにこのようにインターの形状が変わっておるわけです。

なぜ都計審で変わらないものが、このように変わるんですかね。私は残念でならんのは、そのときにも担当課長に申したはずです。住民の皆さんから声があがった。なぜその声が国交省に届いていないのですかと言った。1年前の話をしている。

議事進行、町長の答弁、嘘になりますよ。取り付け道路は都計審関係ない。関係ないことはないと思うけども変更可能です。

議長

ちょっとお待ちください。東篤布議員に申しました。

奥山町長。

奥山始郎町長

その事情について、建設課長から答弁いたさせます。

1 番 東篤布議員

議長、議事進行。建設課長に答えてくれと言うておらへん、建設課長が答えんならんような難しい問題じゃない。

議長

議事進行も起立ください。

1 番 東篤布議員

はいわかりました。申し訳ありません。記事進行。

私はですね、技術的な話をされておるんじゃない。都計審にかかった以上ですね、変わらないといった答弁が間違っておると言っておるんです。間違った答弁させておったらあかんやないですか。いっくらでも変わるんやから。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

変わらないと申し上げたんですが、変えようと思うと、これ相当な時間がかかります、ね。そういう意味でこれを変えることは、もうこの道路がもう全面的に反対するというようなことになりますんで、私としては変わらないと申し上げたわけですから、ご理解をいただきたいと思います。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

もう一度言います。平成17年8月31日、第1回説明会があった。そのときにはこのような図面ではなかった。いいですか。2回目、約半年後になったらこのように変わっておったん。そのときにですよ、約今から1年以上も前です。そのときに僕は申し上げたん、担当課長に。それで国交省にこう言うた。「変わるんのですか」と、「変わるでしょう。町が強い道路計画を持って申してくれば変わります」とこう言った。議会でも申し上げたけれども、この平

成18年1月から私は申し上げておるにもかかわらずにね、何ら行動起こされてないというところがですね、おかしゅうございませぬ。本当に海山区のため思っておられるのか、災害時の過去の災害のときにですね、その道があったら避難できるわけですよ。その点もう一度お尋ね願いたい。

議長

ちょっと答弁整理してますので、少々お待ちください。

議長

答弁整理のため暫時休憩します。

その場をお願いいたします。

(午後 3時 33分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 4時 10分)

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ただいまは、私の答弁といたしましてはですね、先の議会で議員から要望を受けておりまして、私もそれを履行することを承諾しておりましたが、海山インターから42号、主婦の店のところを通過して、42号につなぐ道路が可能かどうかということについては、担当の課長が国交省の意向を伺い、要望を兼ねて行きましたが、行いましたけれども、それは構造上大変難しいということでございました。

それからもう一つ、この定例会の11日に議員からご指摘を受けました、お魚らんどに至る道路の位置の変更について承り、私が自分の時間的にも無理だったんですが、所長のほうへ電話で確かめて、要望方々確かめましたが、それも都計審の関係で無理であるという返答を得ました。

そのことについても、議員に対して正確にご報告至らなかったということについては、私の不備でございましたので、誠に申し訳ないとお詫び申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

都計審の変更が難しいのはよく存じております。それを承知で私は昨年度の12月にお問い合わせをしておいたわけです。それやられてない。くどくど言うても仕方ないんです。もう一度ですね、国交省のほうに町長と課長と行ってもらえませんか。

なぜならば、平成18年1月27日に国交省の所長が私にこう言った。「そんな話を再度確認したい」これひとつお答え願いたい。

それともう2点目、この図面あります。この図面等見て私話てます。私はこの図面がですね、位置図がはっきりすれば相賀区の皆さんから陳情、要望が出てくるのではなかろうか思います。ここでお願いがあります。これは誰にお願いすればよいのか知りませんが、こういった図面等持って議員が説明したときにはですね、テレビで流すときに何分間か流して見せてあげてくれませんか。それどうですか、町長。約束してもらえませんか。

でなければ、どこの話をしておるのかわからん。特に長島の皆さんはね。技術的に可能かどうか、ZTVと相談のうえでかまわんですよ。

議長

東議員、そのテレビの部分はですね、議会の運営にもかかわると思いますので、私、これから資料の点については皆さん議運とも諮りまして、検討いたします。

1 番 東篤布議員

じゃ、以上の2点をお願いして、私の質問は次に移ります。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

今の一緒に国交省に行くという問題と、テレビで皆さんに、住民の皆さんに地図を見ていただく、この2点を強く議長にお願いしておいてですね。次にまいります。

6番、高医療指定の継続でございますけども、いわゆるもう一度さきほど町長がお答え願ったですね、各課長がこの高医療指定にどういう考え方持っておられるか、課長の答弁いただきたいんですけども、どうでしょうかご許可いただけますか、町長。

なぜならば各課長はですね、総合計画入ってます。当然、その中に最重要課題の一つであるはずで、高医療指定が。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほどの答弁の中でですね、高医療指定に対する取り組みは、町をあげてやっておるわけなんで、それは申し上げたんですが、議員が課長の考え方も聞きたいとおっしゃるのであれば、担当課長に答えさせます。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

高医療指定につきましては、一人当たりですね医療費が全国平均の1.1を超えますと指定を受け、安定化計画を策定し、実行し、さらにですね2年後に一人当たりの医療費が全国平均の1.17倍を超えていけばですね、超えた部分の医療費の支払いに保険料負担、町、県の負担が増えるというような状況でございますので、この計画の策定にあたってはですね、十分心して策定したいというふうに考えております。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

だから、私はですね、なぜ高医療指定を受けたのかという説明を聞いておるんじゃないんです。十分存じております。それよりは住民の皆さんに聞いていただきたい。福祉課はどのような対策をとろうとしておるのかということを探ねておるわけです。私、さきほど各課と申し上げましたけれどもですね、できるなれば環境の課長にお答え願いたい。大事な問題なんで、本当は全部に聞きたい。時間がないもので。

議長

町長、議員がそういうご希望ですけど、いかがですか。

町長が、執行者がですね、答弁に対しての決定を行うとあります。

奥山始郎町長

環境の課長に何の、どの部分をお尋ねですか。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

最重要課題は各課の課長とですね、相談されておるとこうおっしゃいました。私はこの高医療指定の原因の一つにですね、生活習慣病等がある。それでそんな大きな問題は下水整備ではなかろうか等々とあったわけです。

であるならばですよ、環境の課長も知っておらないかんわけです。福祉の課長だけが努力されても、町は良くなれないということを申し上げたいわけで、なぜかという。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

幅広い議員の見解であろうかと認識いたしております。

したがって、町の全体的なこの高医療指定については、いろんな要因があるかと思えます。環境課では課長としては、その辺についての見解を短いか長いかわかりませんが、申し上げていただきたいと思えますので、答えていただきます。

議長

倉崎環境課長。

倉崎全生環境管理課長

議員のですね、質問に対して答弁になるかどうかわかりませんが、高額医療はですね、まず医者ですね、医者にかかった、まずかからないようにということが一番大事だと思います。そのためにはですね、まず小さいことから言いますと、まず自分の体、それから家族、それから役場としたら役場の職員ですね。課長から、職員から、そういうところですね、まず自分の健康に気をつけてやっていただいて、それらが町民全体にですね広がっていけば、高額医療もですね、低くなるのではないかと考えます。

以上です。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

生活習慣病の原因はですね、下水等のあれがあるから、環境課長もですね下水整備には力を入れていただきたい。住民任せでクリーンクリーン運動等だけじゃなくてですね、でなければならぬ蚊が発生したらね、病気になるんです。風邪は万病の元というぐらですから。

じゃ次にいきます。乳幼児負担の点について、ちょっとお答えください。もう一度言います。

各市町村ですね、乳幼児負担のですね、例えば3年生までやろう、6年生までやろうと違います。その点について当町はどうなっておるのか。今後それをもっと延ばす意思がおありかどうかということを聞いているわけです。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

乳幼児負担については、私も詳しく存じ上げておりませんので、担当課長に答えさせます。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

お答えします。乳幼児医療につきましては、実は県と各市町の課長でつくる検討委員会におきましてですね、引き上げを検討しておるといようなところでございます。まだ結論は出ておりません。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

ありがとうございました。引き上げを検討されておる。このようにお答え願ったと思います。よろしくお願ひします。

8 番、町営住宅の耐震化ですね、進んでおられますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

現在のところ、耐震化の調査はいたしておりません。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

ちょっと時間がね、ちょっと急ぎます。耐震化やってください。

でない、これほどの数がある町営住宅ですから、安かろう悪かろうでは申し訳ないと思います。

9 番、いわゆる各第三セクター含めて町が予算出しておる事業たくさんございますけれども、その中の一つがお魚らんどでございますが、町費を投入してきたけれども、このお魚らんどはですね、高速道路にかずけるけれどもねですよ。実際問題はこのような事業は失敗であったということなんでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

失敗であるかどうか軽々に言えないと思いますけども、売上が年間1億円になるということについては、かなりの経済の動きがあるなと認識しております。

議長

1 番 東篤布議員

25年に高速道路が開通しますとですね、今の売上増を見込めると思っておりますけども、この事業継続されないということですね、町費を投じながら継続しないということは、いわゆるこれは失敗であったとこう思います。長島町で行われた20億円投入したレク事業についてもですね、非常に民間委託しております、今はね。そのような状態です。

私はこれはですね、町の失敗を認めることになりはせんかと思うんですよ。町長どうですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

お魚らんどの社会的状況が、この将来的に高速道路がここへ供用されましたときにはですね、なお一層の42号での車の交通量、あるいは人の動きというものが変わってきて、これが大きな社会背景の変化ということでございますんで、失敗、成功ということよりも、その時期に応じた役割を果たしてきたものと認識しております。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

その時代の責務を果たしてきたけれども、これからですね高速道路ができて、今後そういう責務が果たせないだろう。これからはね、お魚らんのメインになるんじゃないかなと思いますけども、非常に残念でなりません。是非ですね、国からも建て替えの予算がくるわけですから、町は土地を確保していただいて、何とかしていただきたい。

続くあとの議員も何名かされておりますので、私はこの点で終わります。

最後に、尾鷲総合病院について、もう一度ですね、町長お答え願いたいと思います。市長と今後もですね、尾鷲総合病院について話し合いをしていく意思があるのかなのか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

尾鷲総合病院の経営について、紀北町と尾鷲市が協議するという事は、いささか難しいのかなと、いろんな状況がありましようから、これこそ経営主体である尾鷲市さんの努力に待ってですね、さきほども申し上げたように事業経営以外の部分で、協力できることがあれば協力してまいりたいと、そのように考えております。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

国のほうの方針といたしましてもですね、各小さな市町村で持っておるのではなくて、広域でもっていろんな事業しなさいということで、当町もやっております。であるならば、住民にとって最も大切な医療関係につきましてはですね、国から指示が出る前にやはり市町村長の務めでなかろうかと思うわけです。尾鷲議会のほうからもですね、透析患者さん等の話ですね、随分良い施設にさせていただきました。それに対して当町としても何かできないのかなみたいなね、気持ちは私もございますけれども、何とか首長同士で話し合いされてですね、これからの取り組みはどうしていくべきか、でなければ尾鷲市から、尾鷲総合病院のドクターが減ってしまうようなことになれば、困るのは隣の町の紀北町でもあるわけなんです。

こういう点も含めてですね、当地域の将来を考えて、その中の最重要課題として教育、医療があるわけですから、手遅れになる前に手を打っていただきたい。このようにお願いして

おきます。以上です。ありがとうございました。

議長

これで東篤布君の質問を終わります。

議長

お諮りします。

本日の会議はこれで延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定しました。

なお、近澤チヅル君ほか5名の質問者については、明日の午前9時30分からの日程といたします。

それでは本日はこれで延会といたします。どうもご苦勞様でございました。

(午後 4時 27分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 19年 11月 30日

紀北町議会議長 尾上壽一

紀北町議会議員 垣内唯好

紀北町議会議員 奥村武生